

(仮称) 高知県国見山周辺における風力発電事業に係る

高知県環境影響評価技術審査会 (2回目) 次第

日時：令和4年11月22日(火) 13時30分から15時30分まで

会場：高知県人権啓発センター 6階ホール

高知市本町4丁目1番37号

- | | | | |
|-------------|---|---------------------|-----|
| 13：30～13：40 | 1 | 開 | 会 |
| | 2 | 挨 | 拶 |
| | 3 | 議事録署名委員の選出 | |
| | 4 | 協 議 事 項 | |
| 13：40～13：45 | | (1) 経過報告 | |
| 13：45～14：45 | | (2) 意見概要書等について事業者説明 | |
| 14：45～14：55 | | 【 休 憩 】 | |
| 14：55～15：25 | | (3) 質疑・応答 | |
| 15：25～15：30 | 5 | 連 絡 | 事 項 |
| | 6 | 閉 | 会 |

(仮称) 高知県国見山周辺における風力発電事業に係る

環境影響評価手続について

1 これまでの手続について

【配慮書手続き】

- 平成 31 年 1 月 8 日 配慮書收受
- 平成 31 年 3 月 11 日 配慮書に対する知事意見提出

【方法書手続き】

- 令和元年 6 月 25 日 環境影響評価方法書（以下、方法書という。）收受
- 令和元年 6 月 25 日 方法書の縦覧（意見募集期間は 8 月 8 日まで）
～ 7 月 25 日
- 令和元年 7 月 26 日 高知県庁内へ意見照会
～ 8 月 16 日
- 令和元年 9 月 27 日 環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解收受
- 令和元年 10 月 2 日 南国市、香美市、土佐町、本山町、大豊町へ意見照会
～ 10 月 18 日
- 令和元年 10 月 1 日 高知県環境影響評価技術審査会へ諮問
- 令和元年 11 月 11 日 高知県環境影響評価技術審査会開催
- 令和元年 12 月 20 日 方法書について知事意見書提出

【準備書手続き】

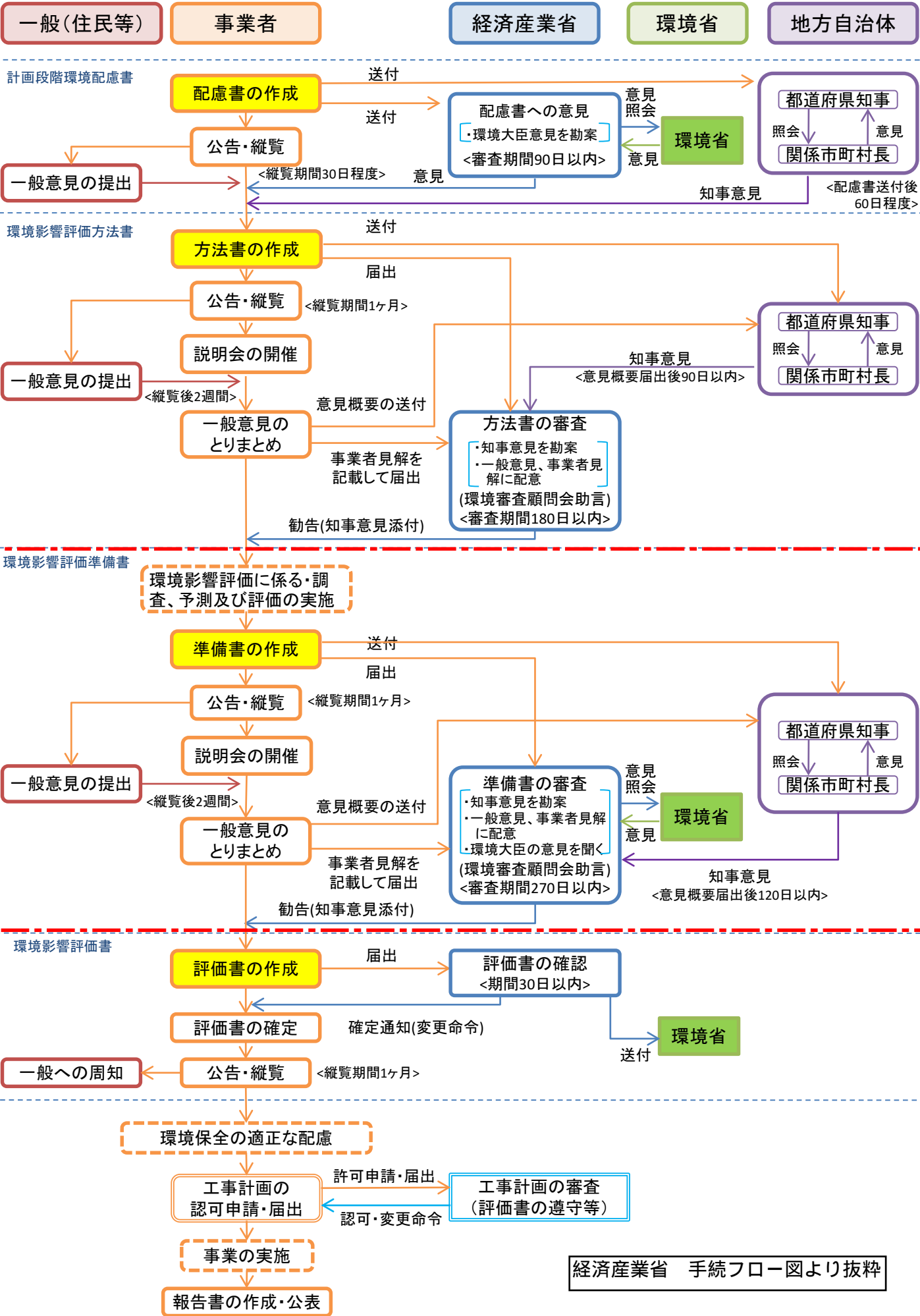
- 令和 4 年 6 月 14 日 環境影響評価準備書（以下、準備書という。）收受
- 令和 4 年 6 月 14 日 準備書の縦覧（意見募集期間及び事業者ホームページでの電子縦
～ 7 月 14 日 覧期間は 7 月 29 日まで）
- 令和 4 年 7 月 20 日 高知県環境影響評価技術審査会（1 回目）及び現地視察
- 令和 4 年 9 月 1 日 事業者より準備書についての住民等の意見概要收受
- 令和 4 年 9 月 6 日 関係市町（香美市、本山町、大豊町）及び庁内関係機関に
～ 10 月 6 日 意見照会
- 令和 4 年 11 月 22 日 高知県環境影響評価技術審査会（2 回目）開催

2 今後の手続きについて

- 12 月下旬 知事意見提出予定（意見概要書收受後 120 日以内）

発電所に係る環境影響評価の手続フロー図

資料 2



環境アセスメントの対象事業一覧

	第1種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第2種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
1 道路		
高速自動車国道 首都高速道路など	すべて 4車線以上のもの	—
一般国道 林道	4車線以上・10km以上 幅員6.5m以上・20km以上	4車線以上・7.5km～10km 幅員6.5m以上・15km～20km
2 河川		
ダム、堰 放水路、湖沼開発	湛水面積100ha以上 土地改変面積100ha以上	湛水面積75ha～100ha 土地改変面積75ha～100ha
3 鉄道		
新幹線鉄道 鉄道、軌道	すべて 長さ10km以上	— 長さ7.5km～10km
4 飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m～2,500m
5 発電所		
水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW～3万kW
火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW～15万kW
地熱発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kW
原子力発電所	すべて	—
風力発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kW
6 廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha～30ha
7 埋立て、干拓	面積50ha超	面積40ha～50ha
8 土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
10 工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
13 宅地の造成の事業(*1)	面積100ha以上	面積75ha～100ha
○港湾計画(*2)	埋立・掘込み面積の合計300ha以上	

(*1) 「宅地」には、住宅地以外にも工場用地なども含まれる。

(*2) 港湾計画については、特例の手続を実施することとなる(14ページ参照)。

令和 4 年 8 月 30 日

環境影響評価準備書についての意見の概要等の送付

高知県知事 殿

住所 東京都中央区銀座六丁目 15 番 1 号

氏名 電源開発株式会社

代表取締役社長 渡部 肇



環境影響評価法第 19 条に規定する書類を作成しました。別添のとおり送付致しますので宜しくお取り計らいくださいますようお願い致します。

<別添>

- (仮称) 高知県国見山周辺における風力発電事業 環境影響評価準備書についての意見の概要と当社の見解

(仮称)高知県国見山周辺における風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と当社の見解

令和4年8月

電源開発株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	1
(4) 縦覧期間.....	1
(5) 縦覧者数.....	1
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催.....	2
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握.....	2
(1) 意見書の提出期間.....	2
(2) 意見書の提出方法.....	2
(3) 意見書の提出状況.....	2
第 2 章 環境影響評価準備書の環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解.....	3

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を令和4年6月14日に公告し、公告の日から起算して1ヶ月間の縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和4年6月14日（火）

(2) 公告の方法

公告として、令和4年6月14日（火）付の日刊新聞紙「高知新聞（朝刊）」に掲載した。（別紙1参照）

また、下記において電子縦覧を実施した。なお、住民説明会の開催についても合わせて公告を行った。

- ・電源開発株式会社 ホームページに令和4年6月14日（火）より掲載（別紙2参照）
<https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

また、公告とは異なるものの、地域の方々にできる限り周知するために、高知県、香美市、本山町、大豊町のホームページに準備書の縦覧に係るお知らせを掲載した。

(3) 縦覧場所

関係地域を対象に以下に示す5箇所にて縦覧を実施した（参考資料参照）。また、電源開発株式会社のホームページにおいて、インターネットの利用により電子縦覧を行った。

- ・高知県庁 林業振興・環境部 自然共生課
- ・香美市役所 環境課
- ・香美市役所 繁藤出張所
- ・本山町役場 政策企画課
- ・大豊町役場 産業建設課

(4) 縦覧期間

縦覧期間は以下のとおりとした。

- ・縦覧期間：令和4年6月14日（火）から令和4年7月14日（木）まで
（土日、祝日を除く）
- ・縦覧時間：午前9時から午後5時まで（開庁時間に準ずる）

なお、意見書の提出期日である令和4年7月29日（金）まで、電源開発株式会社のホームページでの終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）は0名であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を以下のとおり開催した。

開催日時	開催場所	参加者数
令和 4 年 6 月 22 日（水） 19 時～20 時 40 分	大豊町 農工センター	2 名
令和 4 年 6 月 23 日（木） 19 時～20 時 10 分	香美市 繁藤地区コミュニティーセンター	9 名
令和 4 年 6 月 24 日（金） 19 時～20 時 10 分	本山町 プラチナセンター	4 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和 4 年 6 月 14 日（火）から令和 4 年 7 月 29 日（金）まで
（郵送の受付は、当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

準備書に対する環境の保全の見地からの意見は、以下の方法により受け付けた（別紙 3 参照）

- ① 電源開発株式会社への書面の郵送
- ② 準備書縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ③ 住民説明会会場での提出

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 2 通であった。

第2章 環境影響評価準備書の環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は2通であった。

「環境影響評価法」第19条及び「電気事業法」第46条の12の規定に基づく、準備書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。なお、意見の概要を取りまとめるにあたっては、複数の意見をいただいたものについては、同じ趣旨の意見と考えられる意見を分類した上で取りまとめている。

環境影響評価準備書について述べられた意見の概要と当社の見解

1. 動物（コウモリ類）

No.	一般の意見の概要	事業者見解
1	<p>■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、事業者「電源開発株式会社」及び委託先「アジア航測株式会社」の判断で要約しないこと。要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。</p>	<p>環境影響評価準備書に対していただいたご意見につきましては、環境影響評価法第十九条の規定に従い、原則として「意見の概要」を整理することとしておりますが、要約しないことを明記いただいたご意見につきましては、要約せず、順番の並び替えも行わずに記載することとします。</p>
2	<p>■2. 事業者及び委託先（アジア航測）の図書は信用できない 事業者（電源開発株式会社）及び委託先（アジア航測）は「(仮称) 上ノ国第二風力発電事業評価書」において、調査で確認されたコヤマコウモリ死体（鳥獣保護法の希少動物・環境レッドリストの絶滅危惧Ⅰ類）を準備書では不明種として公表し、一般・環境大臣意見を聴取する手続きがない評価書でコヤマコウモリと明らかにした。国内のコウモリ類では同定の検索表が整理されており、標本があれば同定可能であり準備書段階の未同定は一般的に考えて理解しがたい。 法手続きに対する事業者の姿勢が疑われるようなことがあると、住民等としては事業に厳しい姿勢を持たざるを得ない。特に事業者及び委託先（アジア航測）は環境保全上の一般意見に対して、コビペや論点のすり替え、意見の並び替え（を理由に意見を捨てる）、質問への不回答などの不誠実な対応が目立ち、強い不信感を抱いている。</p>	<p>上ノ国第二風力発電事業で確認されたコヤマコウモリについては、死骸発見当時は北海道内に記録の無い種であったことから、同定に慎重を期し、ヒナコウモリ科の一種として準備書に記載しました。評価書の作成にあたっては、その後北海道内にも生息が知られ、当該種であることが確認できたため、コヤマコウモリとして記載いたしました。 結果として疑いを招く事態となってしまったことは大変残念ではありますが、科学的知見に照らし、今後も適切な環境影響評価の実施に努めて参ります。</p>
3	<p>■3. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速(発電を開始する風速)未満であってもブレードは回転するのか？ 理由：コウモリ類の保全措置を検討する上で必要な情報のため。</p>	<p>本事業で採用する風力発電機の機種はまだ確定はしておりませんが、一般的な風力発電機の仕様としては、カットイン風速未満においてブレードの回転は確実に停止するものではありませんが、カットイン風速未満が一定時間継続すると自動的にフェザーモードに移行し遊転状態(ブレーキを掛けずに空回りする状態)となり、発電時のように回転することはありません。</p>
4	<p>■4. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速(発電を開始する風速)を任意に変更できるのか？ 理由：コウモリ類の保全措置を検討する上で必要な情報のため。</p>	<p>本事業で採用する風力発電機の機種はまだ確定はしておりませんが、カットイン風速値を任意に変更できるか否かにつきましては、メーカーの仕様によりまして、機種によって異なります。</p>
5	<p>■5. 本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)を実行できるのか？ 理由：コウモリ類の保全措置を検討する上で必要な情報のため。</p>	<p>一般的に、弱風時のフェザリングは実行可能です。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
6	<p>■6. コウモリ類について「実行可能な低減措置」を検討しないのは不正行為</p> <p>① 事業者はコウモリ類について、「ブレードタワーへ接近接触する可能性がある」と予測したが(p871～877)、一方で施設の稼働に伴うコウモリ類の保全措置については、衝突の影響の把握（事後調査）以外には具体的には何も計画していない（P1349）。</p> <p>② 発電所アセス省令（平成十年六月十二日通商産業省令第五十四号）第二十九条によれば、「環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討（中略）を通じて、環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証するものとする」とある。</p> <p>③ コウモリの保全措置については、環境省の「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」P3-110～111に「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。さらに近年では国内においても「カットインをあげること」と「低風速時のフェザリング」の保全措置について、その低減効果が確認されている（※1, 2）。</p> <p>④ 以上の理由から、本事業者が、「実行可能なより良い技術」である「カットイン風速をあげることと低風速時のフェザリング」を検討しないのは省令に違反する。</p> <p>⑤ 以上について事業者の見解を「丁寧に」延べよ。</p> <p>-----</p> <p>第二十九条 環境保全措置の検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で特定対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証するものとする。</p> <p>-----</p> <p>（※1）「ユーラス東由利原ウインドファーム環境影響評価報告書【公開版】」（令和4(2022)年2月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス）秋田県。</p> <p>（※2）「ユーラス由利高原ウインドファーム【公開版】」（令和4(2022)年2月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス）秋田県。</p>	<p>施設の稼働に伴う保全措置がないのご指摘ですが、準備書第10章に示しましたとおり、動物・植物・生態系の現地調査結果を踏まえ、方法書段階で計画していた対象事業実施区域に対して、西側における風力発電機の設置をとりやめ、東側にできる限りの配置を行うこととしました。また、周辺地形や風況等の条件を勘案した上で、風力発電機の設置基数を22基から21基へと減少させ、改変区域や森林伐採の最小化を図ることとしています。</p> <p>これらの保全措置により、生息環境の減少・消失に対する影響とともに、コウモリ類のブレード、タワーへの接触リスクも当初計画と比べ、実行可能な範囲で回避・低減が図られているものと考えます。</p> <p>また、1年間のコウモリの音声記録をもとに、対象事業実施区域周辺におけるコウモリ類の出現傾向を可能な限り定量的に比較検討したところ、フルスペクトラム方式バットディテクターの観測期間中の地上50m地点における風況は5～6m/sにピークがあることに対し、コウモリ類の風速区分別確認時間帯数度は10m地点、30m地点、50m地点のいずれの高度においても1～2m/sの風速範囲にピークがあり、風速が強くなるにつれてコウモリ類の確認時間帯数度は低下する傾向が把握されています。</p> <p>これらの傾向は、重要な哺乳類として選定し、一般にバットストライクのハイリスク種と考えられるヤマコウモリ（推定）やヒナコウモリ（推定）でも同様の傾向がみられています。</p> <p>一方、暫定的にカットイン風速を2.5m/sとした場合において予測・評価を行ったところ、それより大きい風速範囲においても飛翔は確認されていることから、ブレード、タワーへ接近・接触する可能性はあると予測いたしました。</p> <p>なお、カットイン風速は確定しておらず、予測結果には不確実性が伴うことから、事後調査において衝突影響を把握し、衝突による著しい影響が想定される場合はさらなる保全措置を検討することとしています。</p>
7	<p>■7. コウモリ類の保全措置(フェザリング)をすること</p> <p>事業者によればコウモリ類について「影響が予測される」という(p871～877)。ならば、事業者は省令（平成十年六月十二日通商産業省令第五十四号）第二十八条に従い、実行可能な保全措置を実施し、影響を回避・低減すべきではないのか。</p> <p>-----</p> <p>第二十八条 特定対象事業に係る環境影響評価を行うに当たり、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響をできる限り回避し、又は軽減すること</p> <p>-----</p>	<p>No.5に示しましたとおり、一般的に弱風時のフェザリングは実行可能であり、今後の運用において検討いたします。</p>
8	<p>■8. コウモリの保全措置がない</p> <p>国内の他の風発事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速の値を上げること及び低風速時にフェザリングを行い、バットストライクの低減効果があることを実証した(※1, 2)。他の事業者はコウモリ類の影響を低減できたのに、本事業者は、なぜ未だに『コウモリに対して</p>	<p>No.6にも示しましたとおり、コウモリ類に対する保全措置として、現地調査結果を踏まえ、方法書段階で計画していた対象事業実施区域に対して、西側における風力発電機の設置をとりやめ、東側にできる限りの配置を行うこととしました。また、周辺地形や風況等の条件を勘案した上で、風力発電機の設置基数を22基から21基へ</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>更なる保全措置を何一つ実行しない(意図的にしない)のか？</p> <p>(※1)「ユーラス東由利原ウインドファーム環境影響評価報告書 [公開版]」(令和4(2022)年2月,株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 秋田県.</p> <p>(※2)「ユーラス由利高原ウインドファーム [公開版]」(令和4(2022)年2月,株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 秋田県.</p>	<p>と減少させ、改変区域や森林伐採の最小化を図ることとしています。</p> <p>これらの保全措置により、生息環境の減少・消失に対する影響とともに、コウモリ類のブレード、タワーへの接触リスクも当初計画と比べ、実行可能な範囲で回避・低減が図られているものと考えます。</p> <p>なお、一般的に弱風時のフェザリングは実行可能であり、今後の運用において検討いたしますが、カットイン風速は確定しておらず、予測結果には不確実性が伴うことから、事後調査において衝突影響を把握し、衝突による著しい影響が想定される場合はさらなる保全措置を検討することとしています。</p>
9	<p>■9. コウモリの保全措置がない</p> <p>事業者は、1年間もコウモリの音声を録音し、わざわざ定量調査まで行ったが、保全措置は従来どおり事後調査に先送りするとは呆れた話である。なぜ事業者は、「現地調査の結果」を保全措置に(意図的に)反映させなかったのだろうか？</p> <p>P298をみると事業者はコウモリの保全措置をしてほしいという住民意見に対し、「現地調査結果を踏まえ・・・専門家等にご助言を頂きながら検討を行いました」と回答した。しかし、P1008、P1349を見ると、実際には現地調査結果を踏まえて保全措置を検討していない上に、保全措置は、従来と同じ「事後調査以降に先送り」である。つまり事業者は、住民に「ウソの説明をした」、と言うことだ。</p> <p>事業者(及び委託先)はP298「保全措置をしてほしい」という住民意見を無視し、具体的な保全措置を検討しなかった、その正当な理由を述べなくてははいけない。</p>	<p>No.6にも示しましたとおり、コウモリ類に対する保全措置として、現地調査結果を踏まえ、方法書段階で計画していた対象事業実施区域に対して、西側における風力発電機の設置をとりやめ、東側にできる限りの配置を行うこととしました。また、周辺地形や風況等の条件を勘案した上で、風力発電機の設置基数を22基から21基へと減少させ、改変区域や森林伐採の最小化を図ることとしています。</p> <p>これらの保全措置により、生息環境の減少・消失に対する影響とともに、コウモリ類のブレード、タワーへの接触リスクも当初計画と比べ、実行可能な範囲で回避・低減が図られているものと考えます。</p> <p>また、1年間のコウモリの音声記録を可能な限り定量的に比較検討を行った結果、風況当該地域のフルスペクトラム方式パットディテクターの観測期間中の地上50m地点にける風況は5~6m/sにピークがあることに対し、コウモリ類の風速区分別確認時間帯度数は10m地点、30m地点、50m地点のいずれの高度においても1~2m/sの風速範囲にピークがあり、風速が強くなるにつれてコウモリ類の確認時間帯度数は低下する傾向にあります。</p> <p>一方、暫定的にカットイン風速を2.5m/sとした場合において予測・評価を行ったところ、それより大きい風速範囲においても飛翔は確認されていることから、ブレード、タワーへ接近・接触する可能性はあると予測いたしました。</p> <p>なお、カットイン風速は確定しておらず、予測結果には不確実性が伴うことから、事後調査において衝突影響を把握し、衝突による著しい影響が想定される場合はさらなる保全措置を検討することとしています。</p>
10	<p>■10. コウモリの保全措置がない2</p> <p>事業者は、1年間もコウモリの音声を録音し、わざわざ定量調査を行ったが、保全措置は従来どおり事後調査以降に先送りするとは呆れた話だ。なぜ事業者は、「1年間もコウモリ類の定量調査の解析結果」を保全措置に(意図的に)反映させなかったのか？</p> <p>事業者の調査結果によれば、コウモリの活動量が多いのは5月で21,351回、次いで6月で6,855回、8月で4,641回、7月でも2,453回と5か月から8月にかけて多い(P609)。この時期はコウモリの出産哺育時期に該当する。この調査結果を鑑みれば、当地はコウモリの繁殖に利用されている可能性は否定できず、「著しい影響が想定されない」とは一般的に考えて断定できない。よって、少なくとも5月から8月の日没から日の出にかけて、低風速時にフェザリングを行う必要がある。しかし、事業者は、この「簡易な保全措置」さえ実施しないらしい(P1008、P1349)。</p>	<p>1年間のコウモリの音声記録をもとに、観測時間帯数で除することで、可能な限り定量的に比較検討を行いました。</p> <p>その結果、準備書第10章に示しましたとおり、月別確認時間帯度数をみると、コウモリ類全体では5月に0.970、6月に0.711と比較的高く、7月には0.182と低下します。8月には0.401とわずかに高くなりますが、8月の確認時間帯度数が比較的高くなるのは、主に森林内を飛翔していると考えられる高度10m地点でのヒナコウモリ科の一種が多くを占めているためと考えられます。また、その他の月の確認時間帯度数は5~6月と比べ低い値となっております。</p> <p>一般に、コウモリ類の出産、保育期は7~8月、8月には幼獣が飛翔を始めるといわれ、7~8月に飛翔があることから、当該地域で繁殖に利用していないとは言いきれませんが、ハイリスク種とされるヤマコウモリ(推定)やヒナコウモリ(推定)の確認時間帯度数についても</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	事業者が実行可能な保全措置を実施しないのは「適切とは言えない」。	7～8月は5～6月と比べ低下していることが確認されており、 なお、5～8月に限らず、一般的に弱風時のフェザリングは実行可能であり、今後の運用において検討いたします。
11	<p>■11. 事後調査は保全措置ではない1</p> <p>P1349 表 10.2-2(9)動物に係る環境保全措置(地形改変及び施設が存在・施設の稼働)をみると、 『環境保全の内容：風力発電機のブレードタワーへの衝突の影響の把握、措置の効果：事後調査(コウモリ類、鳥類)を実施しブレードタワーへの衝突による著しい影響が想定される場所は更なる環境保全措置を検討することで、動物への影響を低減できる』との記載がある。 そこで準備書のP1357をみると、「発電所アセス省令によれば(中略)、事後調査は「予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置をする場合」、「効果に係る知見が不十分な保全措置をする場合」、「代償措置を講じる場合であって(中略)事後調査が必要と認められる場合に実施する」とある。つまりアセス省令によれば、「事後調査」は「環境保全措置」ではない。では、なぜ事業者は、わざわざ「事後調査」を「環境保全措置」に入れたのか? 事業者は、事後調査をまるで「環境保全措置」であるかのようにみせかけることにより、本来実施すべき環境保全措置をせずに、その義務を「回避または低減する」つもりではないのか。</p>	<p>No.6、8～9に示しましたとおり、コウモリ類に対する保全措置として、現地調査結果を踏まえ、方法書段階で計画していた対象事業実施区域に対して、西側における風力発電機の設置をとりやめ、東側にできる限りの配置を行うこととしました。また、周辺地形や風況等の条件を勘案した上で、風力発電機の設置基数を22基から21基へと減少させ、変更区域や森林伐採の最小化を図ることとしています。 これらの保全措置により、コウモリ類のブレード、タワーへの接触リスクも当初計画と比べ、実行可能な範囲で回避・低減が図られているものと考えます。 なお、予測・評価において暫定的にカットイン風速を2.5m/sとした場合、それより大きい風速範囲においても飛翔は確認されていることから、ブレード、タワーへ接近・接触する可能性はあると予測していますが、カットイン風速が確定しておらず、予測結果には不確実性が伴うことから、事後調査において衝突影響を把握し、衝突による著しい影響が想定される場合はさらなる保全措置を検討することとしています。</p>
12	<p>■12. 事後調査は保全措置ではない2</p> <p>P1349 表 10.2-2(9)動物に係る環境保全措置(地形改変及び施設が存在・施設の稼働)をみると、 『環境保全の内容：風力発電機のブレードタワーへの衝突の影響の把握、措置の効果：事後調査(コウモリ類、鳥類)を実施しブレードタワーへの衝突による著しい影響が想定される場所は更なる環境保全措置を検討することで、動物への影響を低減できる。措置の区分：低減。効果の不確実性：あり＝×。新たに必要となる環境保全措置が不確実のため、事後調査により効果を確認する必要がある。』との記載がある。 しかし、このP1349に記載している『環境保全措置』、『更なる環境保全措置』、『新たに必要となる環境保全措置』及び『事後調査』の単語の定義が曖昧で、違いがよく理解できない。定義が曖昧であれば事業者の作為が入りやすい。また、環境アセスにおける『環境保全措置』や『事後調査』等の違いについて、住民や専門家が知っている可能性は低いだろう。よって、住民や専門家にわかるようP1349に記載している『環境保全措置』、『更なる環境保全措置』、『新たに必要となる環境保全措置』及び『事後調査』の定義について、「主観を交えず正確に」説明していただきたい。</p>	<p>定義について、以下のとおりとしています。 環境保全措置：環境影響評価を行うにあたり、事業者が実行可能な範囲で対象事業の実施による影響の回避・低減を目的として実施する措置。 更なる環境保全措置：環境影響評価時に検討していた環境保全措置を実施したうえで、事業の実施により、環境への影響の程度が著しいことが明らかとなった場合に、追加で行う環境保全措置。 事後調査：評価書の手続が終了し、工事に着手した後においても、予測の不確実性が大きい場合や環境保全措置の実績が少ない場合などに実施し、環境影響評価時の保全措置を実施したうえで、環境への影響を把握するための調査。 新たに必要となる環境保全措置：更なる環境保全措置と同義であるが、事業の実施により、環境への影響の程度が著しいことが明らかとなった場合に、専門家等の意見を踏まえ、追加で行うことが必要と考えられた環境保全措置。これら措置についても効果の不確実性があることを考慮し、事後調査を継続し、効果の検証が必要。</p>
13	<p>■13. 「事後調査は保全措置である」は循環論法(論点先取)</p> <p>P1008、P1349「事後調査(コウモリ類、鳥類)を実施しブレードタワーへの衝突による著しい影響が想定される場所は更なる環境保全措置を検討することで、動物への影響を低減できる」としているが、「事後調査」を「環境保全措置」に位置づけるのは適切ではない。 (理由)</p>	<p>コウモリ類、鳥類のブレード、タワーに衝突する要因については、科学的知見も乏しく、地域により異なるものと思われます。 当該対象事業実施区域周辺では、風力発電機の配置見直し、削減等によりコウモリ類のブレード、タワーへの接触リスクも当初計画と比べ、実行可能な範囲で回避・低減が図られているものと考えますが、予測の不確実性</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>P1008 及び P1349 をみると、事業者は「事後調査（コウモリ類、鳥類）を実施しブレードタワーへの衝突による著しい影響が想定される場所は更なる環境保全措置を検討することで、動物への影響を低減できる」とし、「事後調査」を「環境保全措置」に位置づけている。この「事後調査は環境保全措置である」という主張について、以下の前提条件が隠されている。</p> <p>① 事後調査を実施して著しい影響があれば更なる環境保全措置を検討する。 ② 環境保全措置を実施すれば影響が低減される。 ③ 影響が低減されるものは環境保全措置である。 ④ (②③より) 事後調査をすれば、影響が低減される。 ⑤ (④より) 事後調査は環境保全措置である。</p> <p>だがこれは、「事後調査をすれば影響が低減される」という、これから証明すべき結論が、前提条件の中に組み込まれている循環論法(論点先取)であり、「妥当な内容」とは言えない。</p>	<p>もあることから、影響の把握を行うための事後調査を実施することとしています。</p> <p>事後調査により環境への影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家の指導のもと、環境への影響を回避・低減するための更なる環境保全措置を検討することとしています。</p> <p>ただし、更なる環境保全措置検討により、新たに実施することが必要となる環境保全措置についても、効果の検証を行うための、事後調査を実施することとしています。</p>
14	<p>■14. 「事後調査は保全措置である」は循環論法(論点先取)</p> <p>P1008、P1349「事後調査（更なる環境保全措置）」を「環境保全措置」に位置づけるのは適切ではない。</p> <p>(理由)</p> <p>P1349 表 10.2-2(9) 動物に係る環境保全措置(地形改変及び施設の存在・施設の稼働)をみると 『環境保全の内容：風力発電機のブレードタワーへの衝突の影響の把握、措置の効果：事後調査（コウモリ類、鳥類）を実施しブレードタワーへの衝突による著しい影響が想定される場所は更なる環境保全措置を検討することで、動物への影響を低減できる。』との記載がある。</p> <p>事業者は「事後調査」を「環境保全措置」に位置づけた上で、『事後調査を実施し、更なる環境保全措置』を検討するから、影響は低減できる。」と主張している。</p> <p>この、『事後調査（更なる環境保全措置）』を検討すれば影響は低減できる」かどうかは、本来「事後調査」の結果によって証明すべき結論だ。だが、事業者は『事後調査（更なる環境保全措置）』を環境保全措置に位置付けている。その結果、『事後調査(更なる環境保全措置)』をすれば影響が低減される」というこれから証明すべき結論が、前提条件の中に組み込まれている循環論法(論点先取)となっている。よって事業者の主張は、論理的には「妥当な内容」とは言えない。</p>	<p>No.13 に示しましたとおり、コウモリ類、鳥類のブレード、タワーに衝突する要因については、科学的知見も乏しく、地域により異なるものと思われます。</p> <p>当該対象事業実施区域周辺では、風力発電機の配置見直し、削減等によりコウモリ類のブレード、タワーへの接触リスクも当初計画と比べ、実行可能な範囲で回避・低減が図られているものと考えますが、予測の不確実性もあることから、影響の把握を行うための事後調査を実施することとしています。</p> <p>事後調査により環境への影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家の指導のもと、環境への影響を回避・低減するための更なる環境保全措置を検討することとしています。</p> <p>ただし、更なる環境保全措置検討により、新たに実施することが必要となる環境保全措置についても、効果の検証を行うための、事後調査を実施することとしています。</p>
15	<p>■15. 事後調査結果は信用に値しない</p> <p>P1349 表 10.2-2(9) 動物に係る環境保全措置(地形改変及び施設の存在・施設の稼働)をみると 『環境保全の内容：風力発電機のブレードタワーへの衝突の影響の把握、措置の効果：事後調査（コウモリ類、鳥類）を実施しブレードタワーへの衝突による著しい影響が想定される場所は更なる環境保全措置を検討することで、動物への影響を低減できる。措置の区分：低減。効果の不確実性：あり＝×。新たに必要となる環境保全措置が不確実のため、事後調査により効果を確認する必要がある。』との記載がある。</p> <p>疑問があるので以下の問いにお答えいただきたい。</p>	

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>① 『著しい影響』とは誰の主観で決めるのか。一人の専門家が主観によって『著しい』と判定すれば、『著しい影響になる』のか。</p> <p>② 『更なる環境保全措置』には、フェザリング（風車ブレードを水平にして回転を止める）が含まれるのか。</p> <p>③ 『フェザリング』は科学的に効果が立証されており、他の事業者も行っている実行可能な保全措置だ。事業者は実行可能にもかかわらず、影響が発生する前から実施しないのはなぜか。</p> <p>④ 事後調査について、P1005 専門家「博物館職員（哺乳類・爬虫類・両生類）」の判断を聞くというが、事業者はその専門家へ謝金を支払うのか？もし「①の事後調査結果を判定する者」へ事業者側が金銭を授与するならば問題である。なぜなら、その専門家が事業者に付度する可能性が高いからだ。</p>	<p>①事後調査の結果、バットストライク、バードストライクが確認された場合、その結果を客観的事実に基づきとりまとめ、専門家の指導を仰ぎつつ、判断することを想定しています。</p> <p>②③更なる環境保全措置が必要と判断された場合には、専門家の指導を受け、環境影響の状況に応じて検討いたします。なお、一般的に弱風時のフェザリングは実行可能であり、今後の運用において検討いたします。</p> <p>④謝金の有無につきましては、社会通念上、逸脱しない範囲でお支払いすることは、事業者及び指導をいただく専門家の判断によるものと考えます。</p>
16	<p>■16. 事後調査結果は信用に値しない2 P1349 表 10.2-2(9) 動物に係る環境保全措置（地形変化及び施設の存在・施設の稼働）をみると『環境保全の内容：風力発電機のブレードタワーへの衝突の影響の把握、措置の効果：事後調査（コウモリ類、鳥類）を実施しブレードタワーへの衝突による著しい影響が想定される場所は更なる環境保全措置を検討することで、動物への影響を低減できる』との記載がある。上記■15の質問をした理由の一つだが、以下の疑問があるのでお答えいただきたい。</p> <p>① 事業者の子会社（ジェイウインド）は、平成19年に実施した他の事業の事後調査においてコウモリ類の死骸を33個体も確認した※。</p> <p>② コウモリが1年間に産む仔の数は通常1~2個体と極めて少なく、年間死亡数のわずかな増加が絶滅の危険性を著しく高くする。よって①は一般的に「著しい影響」に該当する。</p> <p>③ 上記にかかわらず、事業者の子会社はコウモリ類について「更なる保全措置」をその後15年間も実施せずに放置している。</p> <p>④ 以上の理由から本事業者の「風力発電施設でコウモリが死ぬのは不本意・・・云々・・・」や、「更なる保全措置をする・・・云々・・・」という言葉は信用に値しない。</p> <p>⑤ P1005 専門家「博物館職員（哺乳類・爬虫類・両生類）」が「事後調査をして著しい影響を確認しても更なる保全措置をしないのは妥当」と判断された理由をお聞かせ願いたい。</p> <p>⑥ ⑤は事業者への付度か。 ※「会津布引高原風力発電所設置事業 事後調査報告書」（平成22年6月、株式会社ジェイウインド）</p>	<p>①～④に関して事後調査については、準備書での記載内容、関係機関等の審査の結果、並びに、専門家等のご意見を踏まえて、適切に実施します。また、事後調査の結果により、追加的な環境保全措置が必要と判断される場合には、専門家等にご助言をいただきながら、検討・実施するとともに、その結果について、報告書として公表します。</p> <p>⑤⑥専門家の意見については、P1005 に示しましたとおり、「風力発電機稼働風速において、30m以上の高さでの飛翔があることから、バットストライクに関する事後調査は必要と考える。事後調査の結果、バットストライクが確認されたら、種の判別は必ず行い、結果を踏まえた上で、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討し、その効果を判定することを求める」との意見をいただいております。ご指摘のような「事後調査をして著しい影響を確認しても、更なる保全措置をしないのは妥当」というようなご意見はいただいております。</p>
17	<p>■17. 事後調査結果は信用に値しない3 P1349 表 10.2-2(9) 動物に係る環境保全措置（地形変化及び施設の存在・施設の稼働）をみると『環境保全の内容：風力発電機のブレードタワーへの衝突の影響の把握、措置の効果：事後調査（コウモリ類、鳥類）を実施しブレードタワーへの衝突による著しい影響が想定される場所は更なる環境保全措置を検討することで、動物への影響を低減できる』との記載がある。上記■15の質問をした理由の一つだが、以下の疑問があるのでお答えいただきたい。</p> <p>① 事業者の子会社及び委託先（アジア航測）は、2021年に実施した他の事業の事後調査においてコウモリ類の死骸4個体を確認した※。</p>	<p>①～⑥に関して事後調査については、準備書での記載内容、関係機関等の審査の結果、並びに、専門家等のご意見を踏まえて、適切に実施します。また、事後調査の結果により、追加的な環境保全措置が必要と判断される場合には、専門家等にご助言をいただきながら、検討・実施するとともに、その結果について、報告書として公表します。</p> <p>⑦⑧専門家の意見については、P1005 に示しましたとおり、「風力発電機稼働風速において、30m以上の高さでの飛翔があることから、バットストライクに関する事後調査は必要と考える。事後調査の結果、バットストライクが確認されたら、種の判別は必ず行い、結果を踏まえた上で、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討し、そ</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>② ①は月2回の調査であり、調査間隔は概ね14日間(2週に1回の頻度)であった。</p> <p>③ さらに①はスカベンジャーによる死骸の持ち去り、踏査不能エリアの存在、調査員の見落としを考慮していないため、実際より過小評価となる。つまり実際の死骸数は更に多いことが容易に予測される。</p> <p>④ コウモリが1年間に産む仔の数は通常1~2個体と極めて少なく、年間死亡数のわずかな増加が絶滅の危険性を著しく高くする。よって①は一般的に「著しい影響」に該当する。</p> <p>⑤ ④にかかわらず、事業者はコウモリ類について、「更なる保全措置」をその後も実施していない。</p> <p>⑥ 以上の理由から本事業者の「風力発電施設でコウモリが死ぬのは不本意・・・云々・・・」や、「更なる保全措置をする・・・云々・・・」という言葉は信用に値しない。</p> <p>⑦ 以上についてP1005 専門家「博物館職員(哺乳類・爬虫類・両生類)」が「事後調査をして著しい影響を確認しながら、更なる保全措置をしないのは妥当」と判断された理由をお聞かせ願いたい。</p> <p>⑧ ⑦は事業者への忖度か。 ※クロオオアブラコウモリ1個体、ヒナコウモリ3個体合計4個体「せたな大里ウインドファーム 環境影響評価報告書」(2021年8月、株式会社ジェイウインドせたな、委託先アジア航測株式会社)</p>	<p>の効果を判定することを求める」との意見をいただいております。ご指摘のような「事後調査をして著しい影響を確認しながら、更なる保全措置をしないのは妥当」というようなご意見はいただいております。</p>
18	<p>■18. コウモリ目(20kHz前後のグループ)として予測し直すこと</p> <p>事業者(委託先アジア航測)の行った「バットディテクターによる種の同定」に致命的な欠陥がある。「九州産食虫性コウモリ類の超音波音声による種判別の試み」にもちゃんと記載してあるが、コウモリの音声による識別は完全ではない。</p> <p>同論文にあるのはあくまでも「典型的な精査音と探索音」であり、同種内において地域や飛翔環境によって音声に変化する。精査音から探索音に変化する過程でパルスの形状さえ変化することが指摘されている。また、音声の周波数は複数個体が接近して飛翔する場合は個体間で周波数を変えることが知られている。これらについては、別のコウモリ類の専門家も同じ指摘をしている(※1)。</p> <p>よって、ヤマコウモリ、ヒナコウモリについても音声による種の同定は(現時点では)行うべきではなく、風力発電アセスにおいても音声により軽率な種同定は行うべきではない。</p> <p>※1:「コウモリ類の音声調査の現状と課題」(福井大、2017年、JEAS ニュース第154号)</p>	<p>準備書では、クラスター分析の結果、分類された音声を対象に、画像によりコウモリ類の音声が含まれているかを確認し、画像からコウモリ類の音声でないと判断された画像を対象に音声により確認した上で、当該データを削除しております。</p> <p>さらに、クラスターごとに「九州産食虫性コウモリ類の超音波音声による種判別の試み」を参考とし、ピーク周波数やパルスタイプをもとに、ヤマコウモリ(推定)、ヒナコウモリ(推定)と分類しておりますが、コウモリの音声による識別が完全でないことは認識しております。</p> <p>ご指摘をふまえ、コウモリ目(20kHz前後のグループ)として再集計し、高度別・風速区分別確認時間帯数度数を算出し、評価書において整理することといたします。</p>
19	<p>■19. コウモリ目(20kHz前後のグループ)として予測し直すこと2</p> <p>事業者(委託先アジア航測)はアメリカのWildlife Acoustics社のカレイドスコープというソフトを使ってコウモリ類の音声解析した。カレイドスコープには日本産コウモリ類の音声データベースはない。また、カレイドスコープは、パルスが似た者同士のグループ(クラスター)に分類できるが、データベースがない場合は、種名は最終的に人が判定して決める仕様である。</p> <p>だが、前述のようにヤマコウモリとヒナコウモリの音声は非常によく似ており、分析者の主観(バイアス)が入るため、クラスターに無理に名前を与えて区別するのは問題だ。曖昧な、どっちつかずの中間型クラスターが</p>	<p>準備書では、クラスター分析の結果、分類された音声を対象に、画像によりコウモリ類の音声が含まれているかを確認し、画像からコウモリ類の音声でないと判断された画像を対象に音声により確認した上で、当該データを削除しております。</p> <p>さらに、クラスターごとに「九州産食虫性コウモリ類の超音波音声による種判別の試み」を参考とし、ピーク周波数やパルスタイプをもとに、ヤマコウモリ(推定)、ヒナコウモリ(推定)と分類しておりますが、コウモリの音声による識別が完全でないことは認識しております。</p> <p>ご指摘をふまえ、コウモリ目(20kHz前後のグループ)として再集計し、高度別・風速区分別確認時間帯数度数を算出し、評価書において整理することといたします。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>存在するからだ。そのため、20kHz 前後のデータは、1つのグループにまとめて解析したほうが良い。</p> <p>以上について、P1005 専門家「博物館職員（哺乳類・爬虫類・両生類）」からの指摘がないが、この専門家が「委託先（アジア航測）の音声解析が科学的に妥当」と判断された根拠をお聞かせ願いたい。</p>	<p>なお、専門家には、クラスター分析の結果をもとに、ピーク周波数やパルスタイプ、ソナグラムを例を示し、それぞれの結果を確認いただいております。</p>
20	<p>■20. コウモリ目 (20kHz 前後のグループ) として予測し直すこと 3</p> <p>上記について、事業者（委託先アジア航測）は「種名に（推定）をつけたから問題ない」や、「専門家が妥当と言った」等と主張をするはずだ。</p> <p>だが、委託先と P1005 専門家「博物館職員（哺乳類・爬虫類・両生類）」が、音声ライブラリーがないのに、単にピーク周波数帯とパルス形状でヤマコウモリとヒナコウモリの種判別ができると考えているなら、それは早まった考えであり問題だ。これは種名の後ろに「（推定）」をつけて、「〇〇コウモリ（推定）」にすれば済むような単純な話ではない。種名の後ろに「（推定）」をつけたとしても、その「推定結果」を前提条件にして定量解析をしているのだから、もし前提とした「推定結果」が誤っていれば、その予測は当然ながら誤っている可能性が高い。そのため、20kHz 前後のデータは、すべて1つのグループにまとめて解析したほうが良い。</p>	<p>準備書では、クラスター分析の結果、分類された音声を対象に、画像によりコウモリ類の音声が含まれているかを確認し、画像からコウモリ類の音声でないと判断された画像を対象に音声により確認した上で、当該データを削除しております。</p> <p>さらに、クラスターごとに「九州産食虫性コウモリ類の超音波音声による種判別の試み」を参考とし、ピーク周波数やパルスタイプをもとに、ヤマコウモリ（推定）、ヒナコウモリ（推定）と分類しております。</p> <p>一方、国内においては、コウモリの音声ライブラリーがまだまだ未整備であり、公表されたものもないため、解析上の限界があることも認識しております。</p> <p>ご指摘をふまえ、コウモリ目（20kHz 前後のグループ）として再集計し、高度別・風速区分別確認時間帯数度数を算出し、評価書において整理することといたします。</p>
21	<p>■21. コウモリ目 (20kHz 前後のグループ) として予測し直すこと 4</p> <p>① 事業者が「ヒナコウモリ（推定）」とした音声には「ヤマコウモリ」の音声混在している可能性は100%ないといえるのか。</p> <p>② 事業者が「ヤマコウモリ（推定）」とした音声にはヒナコウモリの音声混在している可能性は100%ないといえるのか。</p> <p>③ 事業者が「ヒナコウモリ（推定）」とした音声に「コヤマコウモリ」の音声混在している可能性は100%ないといえるのか。</p> <p>④ 別種に見える音声が、実は年齢や性別が違う同種の別個体の音声かもしれないという可能性は検討したのか？</p> <p>⑤ コウモリ類は、同所に複数個体がいる場合、使用する周波数を変えるが、同種の別個体である可能性は検討したのか？</p> <p>⑥ 以上の理由から、20kHz 前後のデータは、1つのグループにまとめて解析したほうが良い。</p> <p>⑦ 以上について P1005 専門家「博物館職員（哺乳類・爬虫類・両生類）」からの指摘がないが、この専門家が「誤判定の可能性を考慮せずに早まった種同定をした音声解析結果は科学的に妥当である」と判断された理由をお聞かせ願いたい。</p>	<p>準備書では、クラスター分析の結果、分類された音声を対象に、画像によりコウモリ類の音声が含まれているかを確認し、画像からコウモリ類の音声でないと判断された画像を対象に音声により確認した上で、当該データを削除しております。さらに、クラスターごとに「九州産食虫性コウモリ類の超音波音声による種判別の試み」を参考とし、ピーク周波数やパルスタイプをもとに、ヤマコウモリ（推定）、ヒナコウモリ（推定）と分類しております。</p> <p>一方、コウモリ類の発する超音波の伝達、周波数帯については行動や周辺の地形などの状況により変化することを認識しております。また、No. 20 に記載しましたとおり、国内においては、コウモリの音声ライブラリーがまだまだ未整備であり、公表されたものもないため、解析上の限界があることも認識しております。</p> <p>このため、ご指摘いただいた①～⑤について、それぞれの音声混在している可能性が100%ないと言い切れるものではないことも認識しております。</p> <p>ご指摘をふまえ、コウモリ目（20kHz 前後のグループ）として再集計し、高度別・風速区分別確認時間帯数度数を算出し、評価書において整理することといたします。</p> <p>また、専門家には、クラスター分析の結果をもとに、ピーク周波数やパルスタイプ、ソナグラムを例を示し、それぞれの結果を確認いただいております。</p>
22	<p>■22. チェリーピッキングは適切ではない</p> <p>事業者は船越公威さんの「九州産食虫性コウモリ類の超音波音声による種判別の試み」を引用した。同じく船越公威さんが執筆された文献によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）の値を上げることと風車を風と平行にすること（フェザリング）が記載されている（※）。</p> <p>① 委託先（アジア航測）は船越公威さんの文献を参考に音声解析を実施し「施設の稼働に伴うバットストライクによる影響が生じる可能性がある」と予測したが、「バットストライクが生じる可能性がある」のならば、「カッ</p>	<p>準備書に記載のとおり、現地調査結果を基に、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討しました。今後は、これらの環境保全措置を確実に実施し、影響の低減に努めますが、一方で、予測の不確実性は否定できないことから、事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家の指導を受け、環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討いたします。</p> <p>専門家からも、「風力発電機稼働風速において、30m 以上の高さでの飛翔があることから、バットストライクに関する事後調査は必要と考える。事後調査の結果、バツ</p>

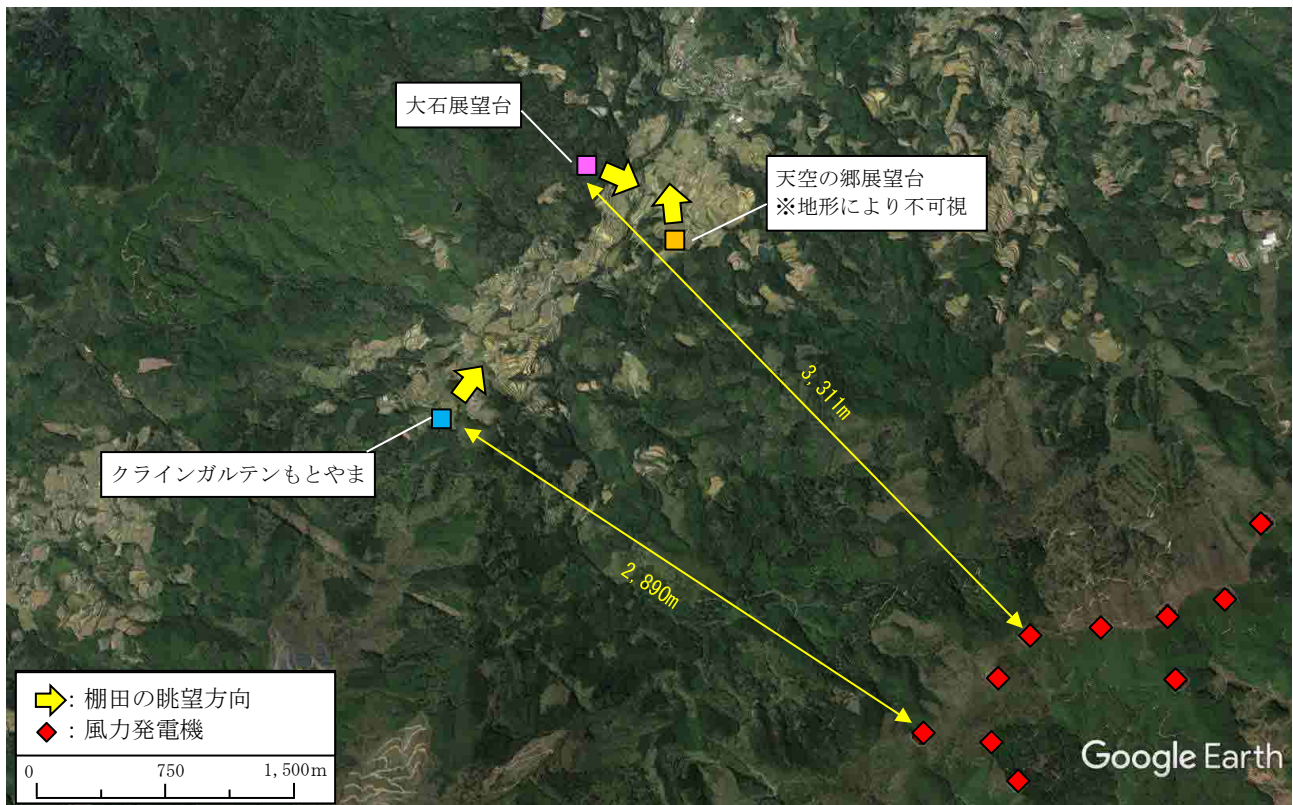
No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>トイン風速を上げること及びフェザリング」も同氏の著書を参考に実施して頂きたい。</p> <p>② 都合の良いことだけを引用し、都合が悪いことを無視するのはチェリーピッキング（つまみぐいの詭弁）という。以前事業者は「できる限りの保全措置をするのが事業者のつとめと考えている」等と主張していたはずだが、それも嘘だったのか？</p> <p>③ ①②について、P1005 専門家「博物館職員（哺乳類・爬虫類・両生類）」からの指摘がないが、この専門家が「チェリーピッキングをした予測結果は妥当である」と判断された理由をお聞かせ願いたい。</p>	<p>トストライクが確認されたら、種の判別は必ず行い、結果を踏まえた上で、必要に応じて追加的環境保全措置を検討し、その効果を判定することを求める」との意見をいただいております、事後調査を確実に実施するよう努めます。</p>
23	<p>■23. チェリーピッキングは適切ではない2</p> <p>事業者はアメリカの Wildlife Acoustics 社の SM4 バットディテクターを使ってコウモリ類の調査を行い、同社のカレイドスコープというソフトを使って解析した。そこで、Wildlife Acoustics 社の HP をみると、SM4 バットディテクターは『SMART システム』という分析およびリモート転送をオプションで行えるという。 https://landingpages.wildlifeacoustics.com/smart-system</p> <p>説明には「革新的な新しい SMART システムを使用して、コウモリをリアルタイムで検出し、コウモリの死亡者を減らし、風力発電所の削減コストを最小限に抑えます」、「SMART を使用して風力発電所のコウモリの死亡者数と削減コストを削減」、「風力発電所でコウモリを監視することは困難な場合がありますが、分析及びリモート転送（SMART）システムを備えた Wildlife Acoustics のソングメーターは、コウモリの死亡者数と削減コストの両方を削減するのに役立ちます」とある。これは事業者が実行可能な、より良い機能だと言える。</p> <p>①事業者の委託先は Wildlife Acoustics 社の SM4 バットディテクターを使って調査し、カレイドスコープというソフトを使って解析したにもかかわらず、事業者は、同社（Wildlife Acoustics 社）の「スマートシステム」を、コウモリが死亡する前からなぜ導入しないのか？</p> <p>②都合の良いことだけを引用し、都合が悪いことを無視するのはチェリーピッキング（つまみぐいの詭弁）という。以前事業者は「できる限りの保全措置をするのが事業者のつとめと考えている」等と主張していたはずだが、それも嘘だったのか？</p> <p>③このシステムの導入について P1005 専門家「博物館職員（哺乳類・爬虫類・両生類）」からのアドバイスがないが、この専門家が「最新の知見を無視し、チェリーピッキングをした保全措置は妥当である」と判断された理由をお聞かせ願いたい。</p>	<p>Wildlife Acoustics 社の HP において、「SMART システム」が紹介されており、「革新的な新しい SMART システムを使用して、コウモリをリアルタイムで検出し、コウモリの死亡を減らし、風力発電所の削減コストを最小限に抑えます」と紹介されていることは認識しております。</p> <p>一方、同システムでは、風力発電機の周辺をコウモリ類が飛翔した際、そのデータが自動的に配信されるものと思われませんが、設置に際しての安全性を含めた技術的課題や機能についても把握できる情報もない状況です。</p> <p>また、本事業におきましては、未だ、建設前の環境影響評価段階であり、すぐに同システムを導入、設置できる状況でもないため、今後、システムの有効性や技術的課題について、明らかとなった場合に、導入の可否について検討させていただきます。</p>

2. 景観

No.	一般の意見の概要	事業者見解
1	<p>電源開発株式会社は、2022年6月14日付で、環境影響評価法に基づき、「(仮称)高知県国見山周辺における風力発電事業 環境影響評価準備書」及び要約書を経済産業大臣に届け出るとともに、高知県知事、香美市長、本山町長、及び大豊町長へ送付した旨を発表した。また、準備書の縦覧を行うとしている。</p> <p>私は数年前から国見山周辺に風景調査と思われる塔が立っていたことから、どのような結果になるのか関心を持って見ていた。この度、準備書が3市町長に送付されたということは、関係する自治体に於いて一体的に風力発電事業を行う計画であるものと推察する。本山町にとってこの風力発電施設が設置されることによって、重要な地域資源としての重要景観が失われることは看過できないのである。南部の棚田空間に異物の設置は、そぐわないと考える。</p> <p>再生可能エネルギーの開発は大いに進めるべきである。しかし、重要な点は立地する場所である。海に囲まれ山岳の多い国土で、自然環境や、重要な景観を保全しながら立地することは十分に配慮されて計画されていることと考えるが、立地地域と開発者との軋轢も報道されていることにも住民は関心を持ってみている。</p> <p>この地域では大豊町にはすでに設置されている。香美市は、遙かかなた北方の高知大学の演習林付近であり、景観については関心が薄いかもしれない。</p> <p>本山町の自然環境は、古よりの農林業の営みの中で作り守られてきたものである。</p> <p>本山町の歴史的景観への関心と重要性について述べてみる。</p> <p>本山町は、2011年(平成23年)に、「日本で最も美しい村連合」に加盟承認を受けている。連合に登録されている地域資源は、大石・吉延地区の天空の棚田と、風光明媚な汗見川渓谷である。</p> <p>大石・吉延地区の天空の棚田は、古来より通る参勤交代道や国見山の周辺の山々を含む地域資源である重要景観地区である。古来より、清らかな水と寒暖の差と地味が美味しい米を育てる場所として、棚田景観を維持し、農業文化と共に現代へ継承されてきた。「東京新聞」でも紹介された、高知の米ではじめて東京圏で通年販売されるようになった「ブランド米天空の郷」の産地でもあり、棚田百選にも登録されている重要な景観である。</p> <p>「日本で最も美しい村」運動は、生活の営みにより形成されてきた景観・環境や地域の伝統文化を守り、これらを活用することで観光付加価値を高め、地域資源の保護と地域経済の発展に寄与することを目的としている。</p> <p>本町では、「日本で最も美しい村連合」加盟を契機として、2012年(平成24年)に、「本山町景観条例」が設置された。</p> <p>この条例(目的)は、本山町の豊かな自然や農林資源、歴史的、文化資源などの良好な景観を町、住民及び事業者等が協働して保全及び振興し、町民一人ひとりが喜び、幸せを実感し、こころ豊かで希望の持てるまちづくりの実現に寄与することである。</p> <p>この条例の施行によって、「本山町景観計画」を定め、景観地区では、構造物の形状色彩などの景観計画を基調としたまちづくりが進められており、景観地区以外でも</p>	<p>本山町の景観特性のうち、本事業の対象事業実施区域に隣接する地域には「本山町景観計画」の榎ノ川流域に位置し、「棚田」、「天空の郷」、「クラインガルテン」などをキーワードとする「南岸の棚田」が存在していることを認識したうえで、景観に対する環境影響調査・予測・評価を実施しました。</p> <p>調査では、準備書第10章に示しましたとおり、吉延・大石地区の棚田景観を不特定多数の方が楽しむ代表的な眺望点として、「天空の郷展望台」と「大石展望台」から景観調査を行いました。それぞれの地点につきましては、「棚田周辺の眺望地点の状況」に示す通りです。</p> <p>それぞれの眺望点において、直接的な改変の可能性は無く、眺望点への影響は無いものと予測しております。また、地域の棚田景観を構成する水田等においても、直接的な改変は予定していません。</p> <p>また、各眺望点からの景観への影響につきましては、フォトモンタージュを作成し、将来の予測を行いました。</p> <p>その結果、吉延地区に位置する「天空の郷展望台」からは、地形により風力発電機を視認できず、展望台へのアクセス道となる一般県道267号からも、地形等によりほとんどの区域が視認できない状況にあります。また、展望台から棚田景観を眺望する方向は対象事業実施区域とは逆方向となるため、景観へ与える影響は無いと考えております。</p> <p>「大石展望台」から棚田景観を楽しむ場合、基本的に見下ろす地点となりますが、将来、視界の一部に3基の風力発電機が視認されることとなります。これら3基の風力発電機を見上げた場合、その見込角は最大1.8°となるものの、その角度は「風力発電機景観に対する反応及びその閾値の知見」の「風力発電機は見えるが気にならない。」とされる1.5°を上回りますが、「鉄塔の見え方の知見」の「場合によっては景観的に気になり出す。シルエットによらず、さらに環境融和塗色されている場合には、ほとんど気にならない。光線の加減によっては、見えないこともある。」とされる1.5~2°と同程度であるため、風力発電機の存在に伴う影響は小さいと予測しております。</p> <p>補足として、本山町の施設の「クラインガルテンもとやま」から棚田方向を眺望する場合におきましても、風力発電機を設置する尾根とは方向が異なっており、棚田景観に風力発電機が視認されることは、ほとんどない状況にあります。</p> <p>また、ご意見いただいたうち、「参勤交代北山道」及び「国見山登山道」周辺の一部で、直接的な改変を予定しているものの、その範囲は狭く限定されています。これらにつきましては、できる限り改変の回避・最小化に努めるとともに、やむを得ず改変を行う範囲では、登山道としての復旧と必要な整備を行うこととし、利用者への影響の低減に努めます。</p> <p>なお、風力発電機の設置位置は、「本山町景観条例」及び「本山町景観計画」に示される景観計画区域に含まれてはおりませんが、環境影響評価の手続とは別に、本山町との協議を引き続き行い、整合を図ることとしています。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>自然豊かな景観の保持を基調としたまちづくりをすすめるなければならない。</p> <p>「日本で最も美しい村連合」は、東日本震災後、再生可能エネルギーへの期待を示しながらも、地域振興策として用いることには懐疑的である。失ってはならない景観にとって、太陽光発電・風力発電施設の立地は、むしろ有害となり、美しい村づくりをすすめる自治体には必要ないと指摘している。</p> <p>この地域の、日本有数の棚田の景観、天空の郷の上空に「無機質な風車を設置する」ことは、クラインガルテンの暮らしを楽しむ方やアウトドアを楽しむ人々が数多く訪れる本町で、棚田トレッキングをする人たちが、失われた景観に幻滅することになる。これは、「日本で最も美しい村運動」の瓦解ではないかと危惧するものである。</p> <p>「自然と人間の営みが、長い年月をかけてつくり上げてきた、本当に美しい古から続く風景を未来に残したい。失ったら二度と取り戻せない風景に干渉しないでほしい。」と強く願うものである。</p>	

棚田周辺の眺望地点の状況（航空写真）




日刊新聞紙における公告等

高知新聞（令和4年6月14日 朝刊19面）

- 環境影響評価準備書縦覧及び住民説明会の開催について（公告）**
- 環境影響評価法に基づき、「仮称）高知県国見山周辺における風力発電事業環境影響評価準備書」を次のとおり縦覧します。また、同法に基づく説明会の開催について、お知らせします。
- 事業者の名称及び住所
電源開発株式会社（代表者：取締役社長 渡部肇史、所在地：東京都中央区銀座六丁目15番1号）
- 対象事業の名称（対象事業の種類、発電設備出力）
（仮称）高知県国見山周辺における風力発電事業（風力発電（陸上）最大50,600キロワット）
- 対象事業の実施区域
高知県香美市、長岡郡本山町、長岡郡大豊町の各一部
- 準備書の縦覧
- ①縦覧場所：高知県庁林業振興・環境部自然共生課、香美市役所環境課、香美市役所 繁藤出張所、本山町役場政策企画課、大豊町役場産業建設課
- ②縦覧期間：令和4年6月14日（火）～令和4年7月14日（木）
※意見箱設置期間及び電源開発株式会社ホームページでの縦覧期間は7月29日（金）まで
- ③縦覧時間：開庁日の午前9時から午後5時まで（開庁時間に準ずる）
- ④電子縦覧：<https://www.jp.power.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>
- 説明会の開催日時・場所
令和4年6月22日（水）19時～21時 大豊町 農工センター
令和4年6月23日（木）19時～21時 香美市 繁藤地区コミュニティセンター
- 令和4年6月24日（金）19時～21時 本山町 プラチナセンター
- 意見書の提出
環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をもちの方は、書面により提出することができます。
- ①提出方法：氏名及び住所、準備書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、縦覧場所に設置する意見書箱に投函いただくか、左記まで郵送（当日消印有効）によりご提出ください。
- ②提出期間：令和4年6月14日（火）～令和4年7月29日（金）
※個人情報が必要かつ適切な安全管理措置を講じます。
- 意見書提出先・お問い合わせ先
電源開発株式会社 再生可能エネルギー本部 陸上風力事業部 開発室（開発第二）
〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号
TEL 03-3546-19600（午前9時から午後5時まで（土日・祝日除く）） 担当：松田、松川

電源開発株式会社ホームページにおけるお知らせ



J-POWERグループ お問い合わせ JP|EN

企業情報
事業情報
株主・投資家の皆様
サステナビリティ
採用情報
ニュース
知る・学ぶ・楽しむ

サステナビリティ > 環境 (E) > 環境アセスメント > 風力発電事業に係る環境影響評価手続き > (仮称) 高知県国見山周辺における風力発
サステナビリティ

風力発電事業に係る環境影響評価手続き

(仮称) 高知県国見山周辺における風力 発電事業

「(仮称) 高知県国見山周辺における風力発電事業 環境影響評価準備書 (以下、「準備書」)」

準備書及びこれを要約した書類(以下「要約書」)を環境影響評価法に基づき公表します。
 なお、印刷及びダウンロードはできません。

- ・ 「(仮称) 高知県国見山周辺における風力発電事業 環境影響評価準備書」の届出及び縦覧について [☞](#)

- ・ [表紙・目次](#) [☞](#)
- ・ [第1章](#) [☞](#)
- ・ [第2章](#) [☞](#)
- ・ [第3章 \(3.1\)](#) [☞](#)
- ・ [第3章 \(3.2\)](#) [☞](#)
- ・ [第4章](#) [☞](#)
- ・ [第5章](#) [☞](#)
- ・ [第6章](#) [☞](#)
- ・ [第7章](#) [☞](#)
- ・ [第8章](#) [☞](#)
- ・ [第9章](#) [☞](#)
- ・ [第10章 \(10.1-1\)](#) [☞](#)
- ・ [第10章 \(10.1-2\)](#) [☞](#)
- ・ [第10章 \(10.1-3\)](#) [☞](#)
- ・ [第10章 \(10.1-4\)](#) [☞](#)
- ・ [第10章 \(10.1-5\)](#) [☞](#)
- ・ [第10章 \(10.1-6\)](#) [☞](#)
- ・ [第10章 \(10.1-7\)](#) [☞](#)
- ・ [第10章 \(10.1-8\)](#) [☞](#)
- ・ [第10章 \(10.1-9\)](#) [☞](#)
- ・ [第10章 \(10.2\)](#) [☞](#)
- ・ [第10章 \(10.3\)](#) [☞](#)
- ・ [第10章 \(10.4\)](#) [☞](#)
- ・ [第11章](#) [☞](#)
- ・ [第12章](#) [☞](#)
- ・ [資料編](#) [☞](#)

要約書

- ・ [表紙・目次](#) [☞](#)
- ・ [第1章](#) [☞](#)
- ・ [第2章](#) [☞](#)
- ・ [第3章](#) [☞](#)
- ・ [第4章](#) [☞](#)

お問い合わせ先

電源開発株式会社 風力事業部 事業推進室
 TEL : 03-3546-9600 (平日9時～17時)



言語を選択 ▼

「(仮称)高知県国見山周辺における風力発電事業に係る環境影響評価準備書」の縦覧について

公開日 2022年06月14日

このたび、環境影響評価法に基づき、電源開発株式会社（代表者：取締役社長 渡部 肇史、所在地：東京都中央区銀座6丁目15番1号）が計画している（仮称）高知県国見山周辺における風力発電事業（出力：最大50,600kW程度、基数：21基程度）に係る環境影響評価準備書を下記のとおり、縦覧に供します。

※環境影響評価準備書とは、環境アセスメントにおいて、調査・予測・評価を実施した結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方を示したものです。

1 縦覧について

(1) 場所：高知県庁林業振興・環境部自然共生課、香美市役所環境課、香美市役所繁藤出張所、

本山町役場政策企画課、大豊町役場産業建設課

(2) 期間：令和4年6月14日（火）から令和4年7月14日（木）まで

※意見箱設置期間及び電源開発株式会社ホームページでの縦覧期間は7月29日（金）まで

(3) 時間：開庁日の午前9時から午後5時まで

また、電源開発株式会社のホームページにて電子図書の縦覧ができます。

URL：<https://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

2 意見書の提出

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

住所及び氏名、準備書の名称、環境の保全の見地からのご意見をご記入のうえ、以下の方法のいずれかにより、ご提出ください。

(1) 縦覧場所に備付けの意見書箱への投函（令和4年7月29日（金）まで）

(2) 事業者宛に郵送（令和4年7月29日（金）まで ※当日消印有効） 送付先はお問合せ先をご参照ください。

3 住民説明会の開催日時・場所

(1) 場所：大豊町 農工センター

日時：令和4年6月22日（水）午後7時から午後9時

(2) 場所：香美市 繁藤地区コミュニティーセンター

日時：令和4年6月23日（木）午後7時から午後9時

(3) 場所：本山町 プラチナセンター

日時：令和4年6月24日（金）午後7時から午後9時

4 問合せ先

〒104-8165 東京都中央区銀座6丁目15番1号

電源開発株式会社 再生可能エネルギー本部 陸上風力事業部 開発室（開発第2）

TEL 03-3546-9600（午前9時から午後5時まで（土日・祝日除く））担当：松田、松川

5 担当課・連絡先

高知県林業振興・環境部 自然共生課

〒780-0850 高知市丸ノ内一丁目7番52号

TEL 088-821-4554

連絡先

高知県 林業振興・環境部 自然共生課

住所： 〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号

電話： 四万十川・清流担当 088-821-4863

牧野植物園整備担当 088-821-4868

共生社会担当 088-821-4554

自然保護・公園担当 088-821-4842

ファックス：088-821-4530

メール：030701@ken.pref.kochi.lg.jp

[戻る](#)

香美市ホームページにおけるお知らせ

[トップページ](#) > [組織で探す](#) > [環境班](#) > (仮称) 高知県国見山周辺における風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧及び住民説明会についてのお知らせ



(仮称) 高知県国見山周辺における風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧及び住民説明会についてのお知らせ

[印刷用ページを表示する](#) 更新日：2022年6月14日更新

事業者

事業者名：電源開発株式会社
代表者：取締役社長 渡部 肇史
所在地：東京都中央区銀座六丁目15番1号

準備書の縦覧

(仮称) 高知県国見山周辺における風力発電事業 環境影響評価準備書

縦覧場所：香美市役所環境課、香美市役所繁藤出張所
縦覧期間：2022年6月14日（火曜日）から2022年7月14日（木曜日）まで
縦覧時間：開庁日の午前9時から午後5時まで（開庁時間に準ずる）

準備書の電子縦覧

準備書及び要約版を2022年6月14日（火曜日）から2022年7月29日（金曜日）まで閲覧することができます。

[電子縦覧](#)

意見書の提出

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。
提出方法：氏名及び住所、準備書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、下記まで郵送（当日消印有効）又は縦覧場所に設置された意見書箱への投函により提出ください。
提出期限：2022年6月14日（火曜日）から2022年7月29日（金曜日）まで

住民説明会の開催について

開催日時：2022年6月23日（木曜日）19時から21時
開催場所：香美市 繁藤地区コミュニティセンター
※新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い説明会開催日程を変更する場合、当社ホームページに開催予定を掲載します。

内容についてお問い合わせ先

電源開発株式会社 陸上風力事業部 開発室（開発第二）
〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号
電話番号03-3546-9600（午前9時から午後5時まで(土日・祝日除く)） 担当：松田・松川

[前のページへ戻る](#) [このページのトップへ](#)

本山町ホームページにおけるお知らせ

【電源開発株式会社よりお知らせ】風力発電事業に伴う環境影響評価準備書縦覧及び住民説明会開催について

更新日：2022年06月14日

風力発電事業に伴う環境影響評価準備書縦覧及び住民説明会開催についてお知らせ

電源開発株式会社では、(仮称)高知県国見山周辺における風力発電事業において、調査・予測・評価・環境保全対策の検討の結果を示し、環境保全に関する事業者の考え方を取りまとめた図書「環境影響評価準備書」を公表します。

環境保全の見地からの意見がある場合は、下記の問い合わせ先に書面で提出することができます。

【縦覧場所】 本山町役場西庁舎2階事務所カウンター

※準備書は、電源開発株式会社のホームページでも縦覧できます。

<https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

【縦覧期間】 6月14日(火曜日)～7月14日(木曜日)

※意見箱設置期間及び電源開発株式会社ホームページでの縦覧期間は7月29日(金曜日)まで

【縦覧時間】 午前8時30分～午後5時15分 ※正午から午後1時までの昼休み及び土日祝日を除く

【説明会の開催日時】 6月24日(金曜日) 午後7時～9時

【説明会の開催場所】 本山町プラチナセンター

【意見書の提出方法】 住所・氏名・準備書の名称・ご意見を記載し、縦覧場所に設置の意見箱への投函又は下記の問い合わせ先まで郵送してください。

【問い合わせ先】 〒104-8165東京都中央区銀座6-15-1電源開発株式会社再生可能エネルギー本部陸上風力事業部開発室(開発第二)

電話03-3546-9600(担当) 松田・松川

【役場での縦覧に関する問い合わせ先】 政策企画課

[電源開発株式会社ホームページ](#)

みなさまのご意見をお聞かせください

このページの内容は分かりやすかったですか

わかりやすかった 普通 わかりにくかった

このページは見つけやすかったですか

見つけやすかった 普通 見つかりにくかった

送信

高知県国見山周辺における風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧及び住民説明会について

ホーム - [高知県国見山周辺における風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧及び住民説明会について](#)

担当：産業建設課 / 掲載日：2022/06/14
開催期間：2022/06/14～2022/07/14
開催場所：大豊町役場情報公開コーナー

高知県国見山周辺における風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧及び住民説明会について以下のとおりお知らせします。

■事業者

事業者名：電源開発株式会社
代表者：取締役社長 渡部 肇史
所在地：東京都中央区銀座六丁目15番1号

■準備書の縦覧

高知県国見山周辺における風力発電事業 環境影響評価準備書

縦覧場所：大豊町役場情報公開コーナー

縦覧期間：令和4年6月14日（火）から令和4年7月14日（木）まで
縦覧時間：開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

■準備書の電子縦覧

準備書及び要約版を令和4年6月14日（火）から令和4年7月29日（金）まで閲覧することができます。

電子縦覧：<https://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

■意見書の提出

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

提出方法：氏名及び住所、準備書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、下記まで郵送（当日消印有効）又は縦覧場所に設置された意見書箱への投函により提出ください。

提出期限：令和4年6月14日（火）から令和4年7月29日（金）まで

■住民説明会の開催について

開催日時：令和4年6月22日（水）19時～21時
電源開発株式会社 陸上風力事業部 開発室（開発第二）
〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号
TEL 03-3546-9600（午前9時から午後5時まで（土日・祝日除く）） 担当：松田・松川

[電子縦覧](#)

〒789-0392 高知県長岡郡大豊町津家1626番地
Tel:0887-72-0450（代表） Fax:0887-72-0474

[HOME](#) / [お問い合わせ](#) / [広告掲載について](#) / [プライバシーポリシー](#)

©2021 OTOYO-TOWN



[総合案内](#)

[観光情報](#)

[移住情報](#)

[参考資料]

縦覧状況

高知県庁西庁舎（5階自然共生課）	香美市役所北庁舎（1階環境課）
香美市役所繁藤出張所	大豊町役場（情報公開コーナー）
本山町役場西庁舎（2階政策企画課）	

関係村(香美市、本山町、大豊町)及び市内関係機関の意見に対する事業者の見解

	ページ等	原文	意見等	事業者の見解
1	本山町		<p>①総括的事項について 電源開発株式会社が風力発電事業を進めるうえで、施工予定地は町の景観計画区域外に位置するところであるが、区域内と同様な基準を満たすよう、最大限の配慮をお願いする。</p> <p>②個別事項について 風力発電事業の工事を施工するにあたり、節目節目には地域住民(地区)への説明を実施し、意見聴取を行っていただきたい。その際、町の担当課と密に情報共有を図り事業の進捗報告をお願いする。また、工事箇所の森林、周辺の農地等への影響を考慮しながら、周囲の景観との調和を意識し、施工にあたっては、創意工夫の中で環境保全への取り組みを進めて下さい。</p> <p>③その他 本町では、令和3年9月に脱炭素・カーボンニュートラル宣言を行っている。このことから、電源開発株式会社が実施する風力発電事業を通じて、地域貢献や社会貢献について探り、地域住民と連携したSDGsな取り組みにつなげていただきたい。</p>	<p>①本山町の主要な眺望点、日常的な視点場からのフォモンタージュを用いた予測の結果、準備書P1302表10.1.7-10(4)風力発電機までの距離と垂直見込み角(K-VP22:大石展望台)、P1303表10.1.7-10(8)風力発電機までの距離と垂直見込み角(K-VP19:本山保育所)、P1307表10.1.7-11(4)主要な眺望景観(K-VP22:大石展望台)、P1311表10.1.7-11(8)主要な眺望景観(K-VP19:本山保育所)に示しましたとおり、予測結果はいずれも影響は小さいとされており、また、風力発電機の色彩の配慮、樹木伐採の最小化など、可能な限り、本山町景観区域内と同様の配慮を行うとともに、それら内容についても、引き続きご相談させていただければと存じます。</p> <p>②工事中の周辺環境への配慮に関しましては、準備書にも示しましたとおり、可能な限り、回避・低減が図られるよう、進めていくこととしております。また、工事着手前、工事着手後の各段階におきましては、地域住民の皆様へのご説明、意見聴取が不可欠なものと認識しております。それらの内容や説明状況につきましては、町のご担当者との情報共有のもと進めさせていただきたいと存じますので、引き続きよろしくお願いたします。</p> <p>③準備書P3「第2章2.1対象事業の目的」にも示しましたとおり、本事業は、地域の資源である風力を活用したクリーンエネルギーを供給することにより、地球温暖化の一助として、地球環境保全に貢献するとともに、地域の持続的発展に寄与することを目的としております。今後とも引き続き、本山町様との連携、地域及び社会への貢献について、ご相談させていただければと存じます。</p>
2	用地対策課	要約書 P2 準備書(2冊分の1) P4	<p>1. 国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく土地取引の事後届出制 土地取引の契約をしたときは、権利取得者(売買の場合であれば買主)は、契約者名、契約日、土地の面積、利用目的等を記入した知事あての届出書に必要な書類を添付して、契約を結んだ日を含めて2週間以内に土地の所在する市町村役場に届け出てください。</p> <p>(取引の規模:面積要件) ① 市街化区域 2,000㎡以上 ② ①を除く都市計画区域 5,000㎡以上 ③ 都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上</p> <p>2. 高知県土地基本条例の手続き 開発区域の面積が10ha以上の開発事業については、個別法に基づく許認可等申請手続きに先立ち、高知県土地基本条例の手続きが必要です。</p> <p>相談先:高知県土木部用地対策課 TEL:088-823-9817 (条例の主な手続き) ・開発計画書の提出による事前協議 ・開発計画の内容について、地元住民等の関係者への説明 ・地元住民等の関係者及び関係市町村の意見の尊重</p>	<p>1.適切に届け出を行います。</p> <p>2.今後、適切に対応を進めます。なお、用地対策課様には事前相談させていただいており、今後の評価書手続きと並行して、高知県土地基本条例の手続きを進めさせて頂くことを考えております。</p>
3	道路課	準備書(2冊分の1) P8~ 2.2.6 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項	<p>(問題点等) ・道路の損傷や汚損の防止及び発生時の対応 ・幅、長さ、高さ、重さ等の制限値を超える車両の通行</p> <p>(対応方法・措置すべき内容) ①当該行為にかかる車両の通行に伴う道路の損傷、汚損が発生しないように、十分な予防的な措置を講じること。</p> <p>②また、当該行為により高知県が管理する道路の損傷、汚損が発生した場合には、管轄する土木事務所に速やかに協議するとともに、その指示のもと速やかに対処し、行為者の費用負担により道路を常に良好な状態に保つこと</p> <p>③車両の幅、長さ、高さ、重さ等の制限値を超える車両については、必ず特殊車両通行の許可を得ること。</p> <p>(根拠法令等) 道路法第22条(工事原因者に対する工事施行命令等) 道路法第24条(道路管理者以外の者の行う工事) 道路法第43条(道路に関する禁止行為) 道路法第43条の2(車両の積載物の落下の予防等の措置) 道路法第47条(通行車両の制限)</p>	<p>①車両の通行に伴う道路の損傷、汚損が発生しないように、十分な予防的な措置を講じ、工事関係者に周知徹底します。</p> <p>②高知県が管理する道路の損傷、汚損が発生した場合には、管轄する土木事務所に速やかに報告・協議するとともに、その指示のもと速やかに対処し、事業者側の費用負担により道路を常に良好な状態に保つようにします。</p> <p>③車両の幅、長さ、高さ、重さ等の制限値を超える車両については、必ず特殊車両通行の許可を事前に取得します。</p>

関係村(香美市、本山町、大豊町)及び市内関係機関の意見に対する事業者の見解

	ページ等	原文	意見等	事業者の見解
4	高知土木事務所	全般	<p>①県道高知南インター線の坂本橋(上り線)については、健全度3判定のため、工事完了後の輸送を願いたい。(R6.3月末工事完了予定)</p> <p>②県道高知南国線は、市街地となるため、県道高知南インター線→県道高知北環状線→国道195号(あけぼの街道)→国道32号に変更願いたい。</p> <p>③高知港湾・空港事務所が、津波対策のため、高知新港の入り口付近を工事すると聞いている。調整が必要では?</p>	<p>①準備書P8 表2.2-1 工事工程の概要に示しましたとおり、風力発電機等の大型資材の輸送は、風力発電機設置工事に該当し、工事開始4年目6ヵ月以降を予定しているため、坂本橋(上り線)の工事完了後(R6.3月)以降の輸送となります。</p> <p>②県道44号高知北環状線→国道195号(あけぼの街道)→国道32号への変更について検討します。</p> <p>③高知新港の利用について、港湾振興課に相談し、調整します。</p>
5	中央東土木事務所	準備書(2冊分の1) P8~ 2.2.6 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項	・二次輸送路として計画されている一般県道267号上穴内本山線は、砂防指定地や地すべり防止区域内にあり、切土や盛土、立木の伐採等に制限がかかるため、部分的な道路拡幅などを行う場合は関係法令を遵守すること。	二次輸送路として計画している一般県道267号周辺には準備書P201 図3.2-14 国土防災に係る指定地等及び別図1に示しましたとおり、地すべり防止区域の区域内に位置し、一部、対象道路が砂防指定河川を横断していることを認識しております。部分的な道路拡幅については、現在検討中であり、計画の詳細をお示しすることはできませんが、計画の決定後、適切にご相談、許可申請等を行い、関係法令の遵守に努めます。
6	防災砂防課	準備書(2冊分の1) P.201・3-157	<p>①事業実施区域となる大豊町には「砂防法」で規定する砂防指定地が存在し、本山町には砂防指定地に加え、「地すべり防止法」で規定する「地すべり防止区域」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」で規定する「急傾斜地崩壊危険区域」が存在しています。砂防関係法令指定地内では一定の行為を制限しており、当該事業を実施する場合は、あらかじめ知事の許可が必要ですので、制限行為の許可申請を行って下さい。</p> <p>②また、大豊町には土砂災害警戒区域および特別警戒区域が存在しています。土砂災害特別警戒区域内で制限用途に該当する建築物を建築するための開発を行う場合は、あらかじめ知事の許可が必要ですので、特定開発行為の許可申請を行って下さい。その他区域内での事業については、土砂災害を誘発助長することがないように留意してください。</p>	<p>①改変を予定している区域は、尾根上に位置しており、大豊町の砂防指定地のうち、小川川流域の流域界の一部が改変区域と重なることを認識しております(別図2)。また、本山町におきましては、二次輸送路として計画している一般県道267号の部分的な拡幅を検討している箇所周辺が地すべり防止区域内に位置し、一部、対象道路が砂防指定河川を横断していることを認識しております(別図1)。これら区域におきましては、詳細な設計等の検討が済み次第、ご相談させていただくとともに、知事への許可申請等の手続きを適切に行いたいと存じます。</p> <p>②大豊町で計画している改変予定区域内に土砂災害特別警戒区域は存在していない(別図2)と認識していますが、①と同様、詳細な設計等の検討が済み次第、あらためて確認させていただきたいと存じます。</p>
7	都市計画課		<p>風力発電機及び風力発電機に付属する管理施設及び変電設備を設置する施設である建築物については、開発許可を要しません。</p> <p>風力発電機に付属する施設で、管理施設及び変電設備を設置する施設以外の建築物を建築する予定がある場合は、開発許可の要否について高知県都市計画課開発指導担当までご確認下さい。</p> <p>また、宅地造成及び特定盛土等規制法が施行され、対象箇所が規制区域になった場合、風力発電の設置を目的とした盛土も規制対象となりますので、ご確認をお願いします。</p>	<p>現在のところ、対象事業実施区域内において、風力発電機及び風力発電機に付属する変電設備以外の建築物を建築する予定はございません。</p> <p>また、宅地造成及び特定盛土規制法の施行に伴い、改変区域が規制区域として県知事により指定された場合には、知事の許可が必要となることは認識しております。今後、詳細な設計等の検討が済み次第、対象箇所の規制状況を確認させていただき、必要に応じて許認可等のご相談させていただければと存じます。</p>
8	工業振興課		<p>準備書に対する意見等は特にありません。</p> <p>その他計画に関する意見等は以下のとおりです。</p> <p>◎根拠法令等 ①採石法(高知県工業振興課所管) ②鉱業法(四国経済産業局 資源・燃料課(以下「四経局」)所管)</p> <p>①特に問題はありません。ただし、事業実施想定区域内で岩石を採取し、その岩石を当該場所以外の場所において他の用に供する(販売若しくは他に使用する)場合は、採石法の適用を受けることとなるためご注意ください。</p> <p>※既に他人によって分離されている石材を山から採取する行為であっても、土地の形状を変更する行為に該当し、また当該岩石採取場以外の場所において他の用に供することが伴えば、採石法の適用を受けることとなります。</p> <p>上記により採石法に該当する場合は、採石法第32条に基づき「採石業者の登録」を受けた後、採石法第33条に基づき「岩石採取計画」の認可を受ける必要がありますので、事前に県工業振興課へご連絡ください。</p> <p>②事業実施想定区域には、搬入路の一部で鉱区が設定されている能性があるとのこと(事業者から四経局へ確認)から、鉱区図を取得し、計画への影響を確認し、鉱業法上、手続き等の必要がある場合は鉱業権者等と調整等をお願いいたします。(その際は、鉱業法を所管している四経局へ事前にご相談ください)</p>	<p>①今後の工事により発生する残土の処分について、準備書P38 2.2.8 土石の捨て場又は採取に関する事項に示しましたとおり、対象事業実施区域内で可能な限り利用することとしていますが、それ以外については、専門の処理業者に委託し、適切に処理する計画としています。なお、今後、計画の詳細検討により、必要性が生じた場合、許認可等のご相談をさせていただければと存じます。</p> <p>②鉱業権の指定状況について、四国経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課から鉱区図を取得し、計画への影響を確認したところ、準備書段階における対象事業実施区域の範囲外であることを確認済みです(別図3)。</p>

関係村(香美市、本山町、大豊町)及び庁内関係機関の意見に対する事業者の見解

	ページ等	原文	意見等	事業者の見解
9	歴史文化財課 準備書(2分冊の2) P.881 10.1.4-289 P.894 10.1.4-302	①表10.1.4-58(8) 重要な哺乳類への影響予測結果(ヤマネ) ②表10.1.4-58(9) 重要な哺乳類への影響予測結果(カモシカ) ③表10.1.4-64(14) 重要な哺乳類への影響予測結果(ヤイロチョウ)	①現地調査では確認されていないとのことですが、樹木の伐採にあたり営巣がないことを十分に確認してください。 ②対象事業実施区域において工事を施工する際、カモシカが侵入しないよう施工区域の保全を十分に図ってください。 ③当該地域で繁殖していると考えられるとのことですので、樹木の伐採にあたり営巣がないことを十分に確認してください。	①現地調査では、ヤマネの営巣に関し、ヤマネの生息を確認したのは、いずれも谷地形の樹林内であり、尾根上に計画している改変区域内でのヤマネの生息確認はありませんでした。準備書P860 ①環境保全措置に示しましたとおり、改変区域の計画、造成にあたっては、周辺地形を考慮することで、造成に伴う改変面積の最小化に努める。また、樹木の伐採にあたっては、必要最小限にとどめること、環境保全措置の内容について、工事関係者に周知徹底することにより、ヤマネの営巣に十分配慮いたします。 ②カモシカの侵入について、生息地の分断を防止する意味でも、改変区域への侵入防止柵等の設置は現実的ではないと考えます。一方、工事は一時的なものであることから、工事関係者にカモシカの生息について周知徹底し、個体が工事中の区域内に出現した場合には、工事を一時的に中断するなど、個体の直接的な損傷防止に努めることといたします。 ③ヤイロチョウについて、一般に営巣地は谷の最上流部の急傾斜地とされ、現地調査においても主に谷部での生息が確認されております。対象事業実施区域内で確認した一例につきましても、尾根部での確認であり、営巣地の確認はありませんでした。本事業による改変区域は、基本的に尾根上であり、直接的な営巣地への影響は小さいと予測していますが、準備書P860 ①環境保全措置に示しましたとおり、改変区域の計画、造成にあたっては、周辺地形を考慮することで、造成に伴う改変面積の最小化に努める。また、樹木の伐採にあたっては、必要最小限にとどめることヤイロチョウの生息地となる谷部へ流入する降雨時の排水について適切に処理すること、環境保全措置の内容について工事関係者に周知徹底することにより、ヤイロチョウの営巣に十分配慮いたします。
10	漁業管理課 要約書 P.25 準備書 P.239 P.831~833		①水産資源保護法に基づき高知県内水面漁業調整規則によって、「水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつてはならない。」と規定されていますので、開発に係る排水について十分な管理を行ってください。 ②開発予定区域付近については、嶺北漁協及び鏡川漁協が第五種共同漁業権を有しておりますので、当該漁業協同組合に事前に周知するとともに、漁業権漁業に影響を与える可能性がある場合は、協議を行ってください。 根拠法令等 ・水産資源保護法第4条第2項第4号 ・高知県内水面漁業調整規則第24条第1項	①風力発電施設の稼働後は、準備書P41 (2) 主要な建物等(d) 一般排水及び用水に関する事項に示しましたとおり、供用時に新たに用排水を行う施設は設置いたしません。 工事中におきましても、準備書P36 (7) 工事中の排水に関する事項1~2行に示しましたとおり、コンクリート養生や粉じん飛散防止のための散水を行う程度であり、河川に影響を与えるような大規模な排水は行わないこととしています。また、工事中の降雨時の排水に対しましても、沈砂池の設置と適切な管理、排水地点におけるフンカゴの設置による土砂洗堀防止を行い、濁水の発生防止に努めます。 ②①に示しましたとおり、漁業権漁業に影響を与えるような濁水の発生防止に努めてまいります。工事に着手する際には、関係漁業協同組合への事前周知を行ってまいります。 なお、嶺北漁業協同組合に対して、事業計画や魚類・底生動物の調査結果を説明しております。予測評価については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、直接の説明は行えておりませんが、計画の進捗については適宜情報提供を行っており、近日常に説明の機会をいただくこととしております。現在においては、嶺北漁業協同組合からご意見やご要望を頂いていない状況ですが、ご意見やご要望があった場合は、適切に対応いたします。 また、現在のところ、鏡川漁業協同組合からはお問い合わせ等はいただいておりますが、ご意見やご要望をいただいた場合には、適切に対応いたします。
11	木材増産推進課		計画地域内の森林部分においては、造林事業などの補助事業により、間伐等の森林整備や森林作業道の開設を実施している場合があります。 補助事業を実施した森林では、補助金の交付を行った年度の翌年度から起算して5年又は10年(※補助メニューによってはそれ以上の年数の場合もあります。)以内に補助目的及び森林以外の用途への転用が禁止されており、やむを得ず対象森林の全部若しくは一部の転用を行う場合には補助金返還の対象となります。 このため、森林を森林以外の用途に転用する場合には、あらかじめ、対象森林の補助事業の履歴を確認し、補助金返還対象となる場合には、返還手続きを行う必要があります。	改変を予定している風力発電機設置ヤード及び管理用道路の詳細な設計等の検討が済み次第、森林の伐採を予定している区域の補助事業履歴を確認させていただき、必要に応じて手続き等を適切に行わさせていただきますと存じます。

関係村(香美市、本山町、大豊町)及び庁内関係機関の意見に対する事業者の見解

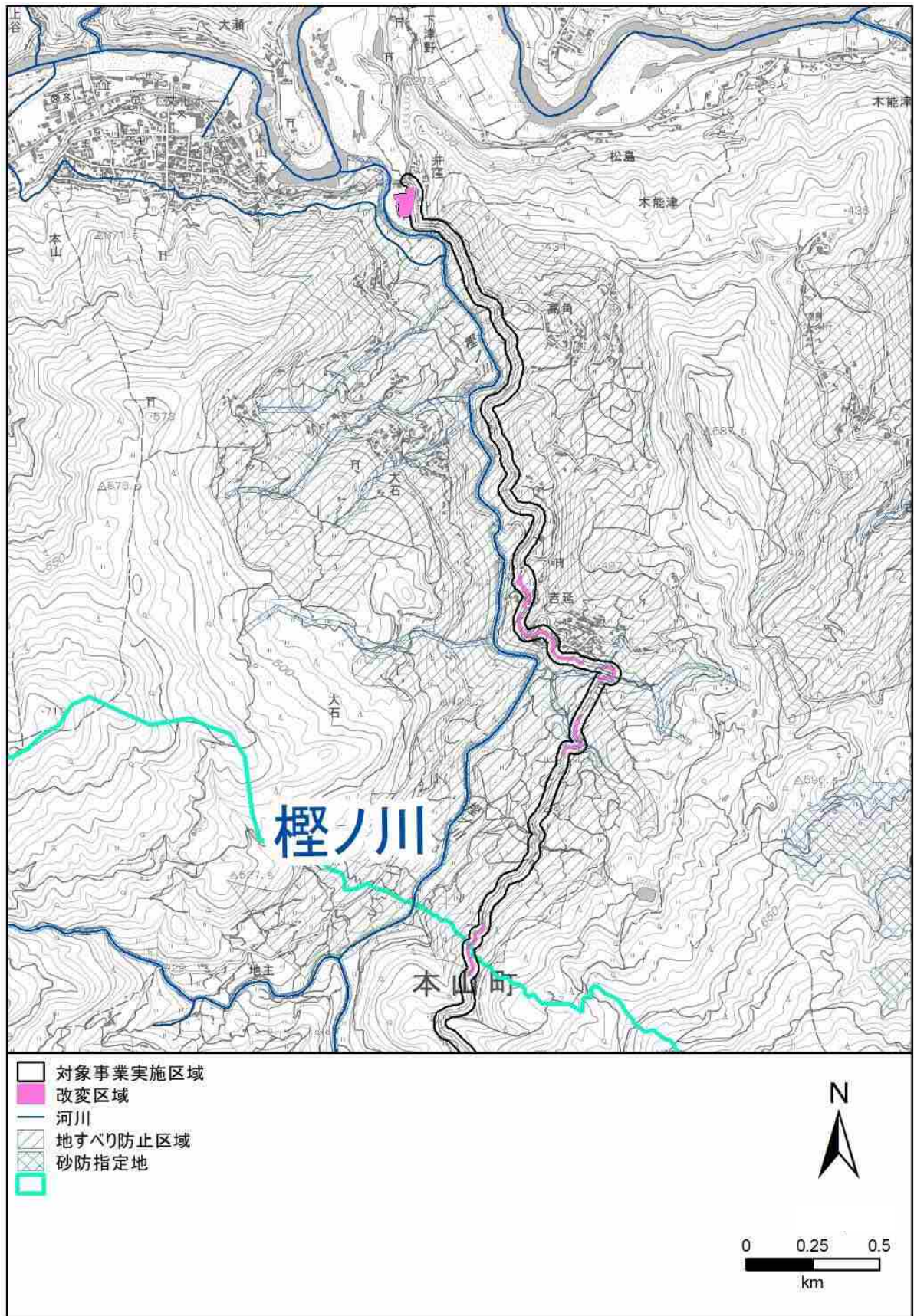
	ページ等	原文	意見等	事業者の見解
12	治山 林道課	準備書 P.142.143.199. 200	保安林は、制度の趣旨からして森林以外の用途への転用を抑制すべきものです。やむを得ず転用のための保安林の解除を行う場合であっても、保安林の指定の目的並びに国民生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性に鑑み、地域における森林の公益的機能が確保されるよう森林の保全と適正な利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずる必要があります。また、当該転用が、保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とするよう努めるものとされています。 保安林は、公益上の理由により必要が生じたとき又は、指定理由が消滅したときは、保安林の指定の解除手続きが必要です。 保安林の指定の解除要件は、地域における土地利用の状況等から見て、その土地以外に適地を求めることができないこと、保安林の転用に係る面積が、目的を実現する上で必要最小限であること、事業等を行うため当該保安林と併せて使用する土地について、使用する権利を有していること等です。 なお、開発行為が、保安林の土地の形質変更行為の許可基準内であり、保安林の指定の目的に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合は、保安林の指定の解除ではなく、作業許可によることが可能です。 また、地域森林計画の対象となっている民有林(保安林、保安施設地区、海岸保全区域を除く)において、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する開発行為で、専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が1ヘクタールを超えるものにあつては道路(路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。)の幅員が3メートルを超えるものについて、その他の行為については、土地の面積1ヘクタールをこえる場合は、森林法第10条の2に基づく高知県知事の許可を受ける必要があります。	対象事業実施区域のほとんどは、準備書P199 (c)保安林及びP200図3.2-13国有林・地域森林計画対象民有林及び保安林等の状況に示しましたとおり、水源かん養保安林に位置していることを認識しております。 改変を予定している風力発電機設置ヤード及び管理用道路の計画におきましては、周辺地形等を考慮しつつ、森林の伐採を最小とするよう検討を行いました。 今後、詳細な設計等の検討が済み次第、「保安林の指定解除事務等マニュアル(風力編)」(令和3年9月、林野庁治山課)等を参考に、指定解除等のご相談、必要となる許認可手続きを適切に行わせていただきます。
13	森づくり 推進課		地域森林計画対象森林を伐採する場合は、該当する地域の地域森林計画、市町村森林整備計画に適合した方法で行ってください。 森林法第10条の8の規定による「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出し、伐採後は「伐採後の森林に係る状況報告書」、伐採後の造林の実施後は「伐採後の造林に係る状況報告書」をそれぞれ提出してください。 また、森林法第12条の規定による森林経営計画の変更が必要な場合は、変更認定請求書及び変更後の森林経営計画書を提出してください。 地域森林計画対象森林において、新たに森林の土地の所有者になった場合は、森林法第10条の7の2の規定による「森林の土地の所有者届出書」を提出してください。	森林の伐採を予定している区域のうち、地域森林計画の計画区域に位置する民有林については、改変を予定している風力発電機設置ヤード及び管理用道路の詳細な設計等の検討が済み次第、地域森林計画、市町村森林整備計画との整合性について、ご相談させていただきたいと存じます。 また、伐採工事の実施にあたりましては、森林法に基づき、伐採工事前における各種届出書、伐採工事後における各種報告書を適切に提出させていただきます。
14	環境 対策課	準備書 P.184 3-140 P.185 3-141 P.186 3-142 P.187 3-143	①～③指定について香美市であれば市長が行っているため、市の出典を明記すること。 振動については香美市は指定がないため、参考として県の告示を記載してもよいのではないかと存じます。 ④0.009ppmの誤り	①～②ご指摘のとおり、香美市では市長により指定されているため、評価書において、出典として、香美市の出典を記載させていただきます。 ③振動規制法については、香美市にも指定はないため、参考として県の告示を記載させていただきます。 ④準備書P187 表3.2-47(1)悪臭防止法に基づく規制基準(第1号規制)に示しましたノルマルバレアルデヒドの物質濃度規制基準につきましては、準備書作成時に出典としました「令和元年度悪臭防止法施行調査報告書」(環境省水・大気環境局大気生活環境室、令和3年)において、別紙のとおり、香美市(第1種区域・第2種区域)、本山町、大豊町ともに0.02ppmとされていたことから、そのように記載していただきました。評価書において、修正させていただきます。

関係村(香美市、本山町、大豊町)及び庁内関係機関の意見に対する事業者の見解

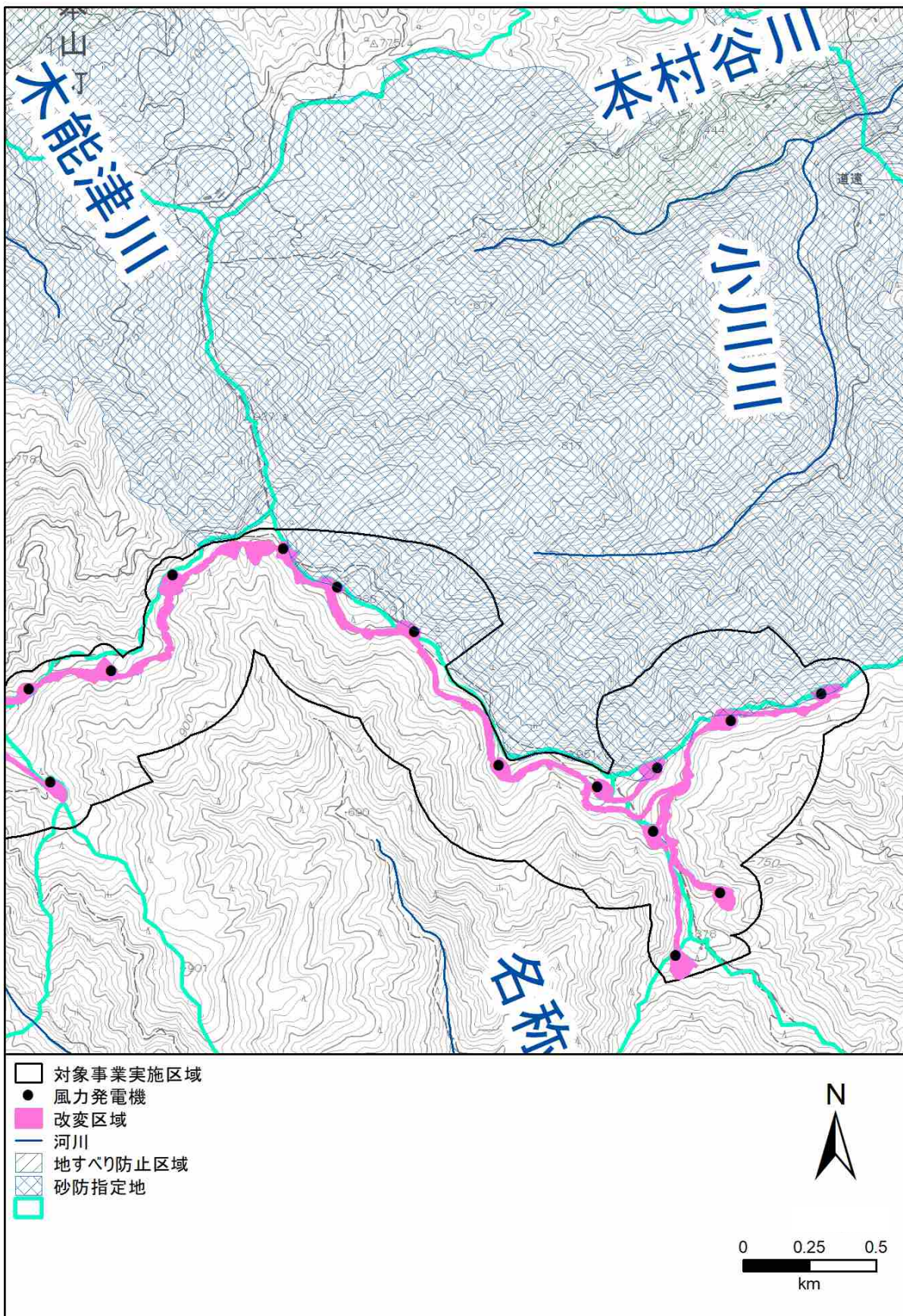
	ページ等	原文	意見等	事業者の見解
15	自然共生課 全般 準備書 P.1100 10.1.5-92 準備書 P.1359 他 10.3-3	<p>①切土・盛土への環境保全措置として「種子吹付け又は植樹による緑化」を行い、「緑化に用いる種子配合及び樹種は、用地管理者等と協議し決定」</p> <p>②表10.1.5-15(29)重要な植物への影響予測結果(ミヤマガンピ)影響予測「本種は改変区域内で10株が生育しており、調査範囲全体で確認した42株のうち23.8%が改変により消失することになる。全体数に対する消失数の割合は小さく、改変による本種の消失の影響は限定的であると考え。」</p> <p>③影響要因「造成等の施行による一時的な影響」の事後調査について「種子吹き付け等の速やかな実施等(※以降、「植生の早期回復を図る等」と短縮)の効果的で実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。」</p>	<p>①種子吹付けに用いられる配合種子には外来種も含まれている場合があるが、これにより対象地周辺の生態系にも影響を及ぼす可能性がある。配合種子の検討にあたっては、専門家の意見を聞き十分な配慮を行うこと。また、種子吹付け後の生育状況を確認し、その影響の程度を検証し、必要に応じて改善措置ができるようにすること。</p> <p>②23.8%の消失割合が小さいと判断した理由を説明してください。また、調査範囲の個体数は、対象事業実施区域(改変区域内)10株、対象事業実施区域(改変区域外)20株、対象事業実施区域外12株を確認したとしているが、消失割合を対象事業実施区域の生息数の消失割合33.3%としていない理由を説明してください。</p> <p>③種子吹付け後の生育状況を確認し、その影響の程度を検証し、必要に応じて改善措置ができるようにすること。</p>	<p>①及び③の種子吹付けに関しましては、2022年7月20日に開催されました、本準備書に関する高知県環境影響評価技術審査会において委員からもご指摘いただきましたとおり、種子吹付けによる外来種の繁茂などの影響に十分配慮する必要があると認識しております。</p> <p>地形等の状況により、場所によっては種子吹付け等を行わなくとも植生回復が見込めるとのご意見もあり、今後、専門家の意見を踏まえながら、外来種の繁茂による影響を回避できるよう努めます。また、どうしても必要と考えられる場所におきましては、施工後の生育状況の確認、必要に応じた改善措置等を検討してまいります。</p> <p>②ミヤマガンピの予測に関し、本事業の対象事業実施区域周辺の植生環境は、準備書P1,041 図10.1.5-2植生図に示しましたとおり、主にスギ・ヒノキ・サワラ植林、シイ・カシ二次林が広く分布しており、それらは連続した植生環境であるため、本事業による対象事業実施区域の内外で分断されるものではないと考えます。このため、消失率の算定においては、改変区域内で確認した10株を現地調査により確認した4箇所(42株)で除することで23.8%としました。</p> <p>また、移植対象種の選定を行う基準は、準備書P1083 b.重要な植物の8~9行及びP1085 表10.1.5-14移植対象種の検討に示しましたとおり、専門家に確認をいただきながら、個体の消失率が30%以上の種として設定いたしました。</p> <p>専門家のご意見は、準備書P1106 表10.1.5-20専門家等への意見聴取の内容(調査、環境保全措置及び予測にかかわるもの)に示しましたとおり、本種は、高知県には多いが、分類学的に検討中である。1/4(25%)程度の消失は許容範囲である。移植可能な個体は移植する方が良いが、岩場の隙間に生育するため、移植は難しいとのご意見をいただいております、個体の消失率を30%以上の種としました。</p> <p>消失率の多寡による影響の有無に関し、明確な基準は存在していませんが、生育個体数、生育箇所数ともに7割以上が残存することとなり、地域の個体群は保全されるとし、消失割合は小さいとしております。</p> <p>なお、ミヤマガンピは、環境省レッドリストにおいてVU(絶滅危惧Ⅱ類)、高知県レッドリストでは指定されていません。専門家からは、高知県で多いと言われるなか、県全域での生育状況について不明であり、個体群の増減について判断できる材料はありませんが、今回の調査範囲のみにおいて、4箇所42株が確認されております。1箇所を一つの個体群と仮定しても、高知県レッドリスト(令和2年3月)P4~P7に示されるIUCNの判定基準のうち、環境省レッドリストと同等のVU(危急)の定量要件に記載されているA4の「30%以上縮小」を超えるものでもなく、また、高知県で多いと言われることから、NT(純絶滅危惧)の除外要件に示される「個体群は変動の一部として推定30%減少した」を超えるものではありません。</p>
16	畜産振興課		準備書の記載内容自体には、特に意見等ありませんが、畜産農家から苦情があった場合は、ご対応いただきますようお願いいたします。	風力発電施設の稼働に対する畜産への影響について、明確に示された文献等はありませんが、畜産農家等から苦情をいただいた場合には、ヒアリングにより状況の確認を行うとともに適切に対応するようにいたします。

※香美市、大豊町、鳥獣対策課、農業基盤課、環境農業推進課、水産業振興課、環境計画推進課、河川課については、特に意見はありませんでした。

別図1 地すべり防止区域及び砂防指定地位位置図（本山町 一般県道 267 号周辺）

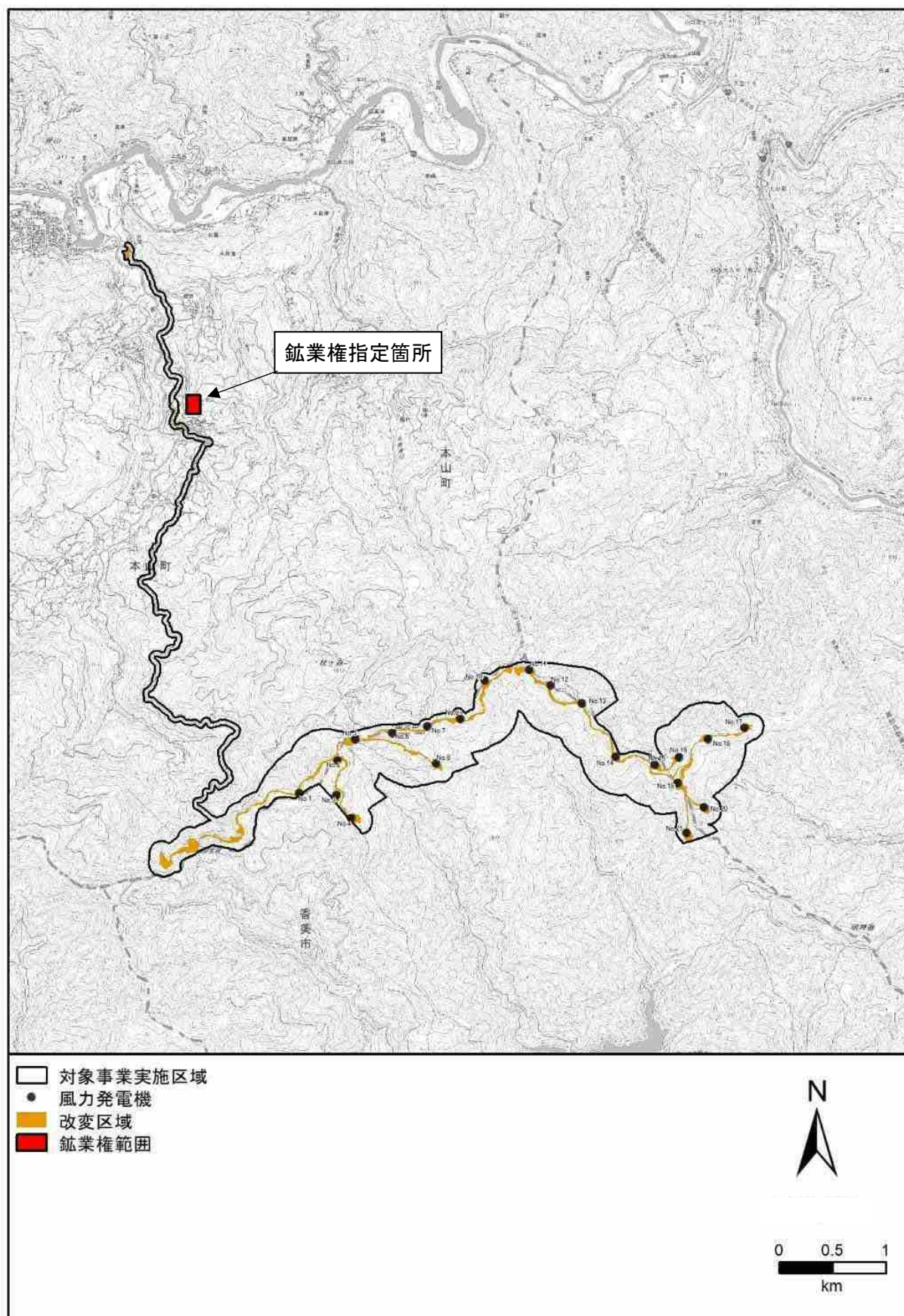


別図2 砂防指定地位置図（大豊町及び本山町の改変予定区域周辺）



別図3 鉱区位置図

(2019年11月 四国経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課へ確認)





4 高自共第 224 号

高知県環境影響評価技術審査会

高知県環境影響評価条例（平成 11 年高知県条例第 5 号）第 43 条第 4 項の規定により、（仮称）高知県国見山周辺における風力発電事業に係る環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見を求めます。

令和 4 年 6 月 17 日

高知県知事 濱田 省司



◎環境アセスメント根拠法令

・環境影響評価法（抜粋）

（準備書の作成）

第 14 条 事業者は、第 12 条第 1 項の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、規則で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

- （1）第 5 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項
- （2）第 8 条第 1 項の規定による意見の概要
- （3）第 10 条第 1 項の規定による知事の意見
- （4）前 2 号の意見についての事業者の見解
- （5）環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- （6）環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）

イ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）

ウ イに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置

エ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

- （7）環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）

2 第 5 条第 2 項の規定は、準備書の作成について準用する。

（準備書の送付）

第 15 条 事業者は、準備書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第 9 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定による意見並びに第 13 条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第 7 条に規定する地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に対し、準備書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

（準備書についての公告及び縦覧）

第 16 条 知事は、前条の規定により準備書の送付を受けたときは、規則で定めるところにより、事業者から準備書の送付を受けた旨その他規則で定める事項を公告し、準備書及び要約書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供するものとする。

2 事業者は、規則で定めるところにより、前項の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を周知するための措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、同項の縦覧期間中、準備書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(説明会の開催等)

第 17 条 事業者は、規則で定めるところにより、前条第 1 項の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「準備書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第 7 条の 2 第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第 3 項中「第 6 条第 1 項に規定する地域」とあるのは「第 15 条に規定する関係地域」と、同条第 4 項中「第 2 項」とあるのは「第 17 条第 2 項において準用する第 2 項」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「第 17 条第 1 項及び同条第 2 項において読み替えて準用する前 3 項」と読み替えるものとする。

(準備書についての意見書の提出)

第 18 条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第 16 条第 1 項の規定による公告の日から、同項の縦覧期間が満了する日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(準備書についての意見の概要等の送付)

第 19 条 事業者は、前条第 1 項の期間を経過した後、知事及び関係市町村長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。

(準備書についての知事等の意見)

第 20 条 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 知事は、前項の場合において、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 知事は、第 1 項の場合において、準備書について高知県環境影響評価技術審査会の意見を聴くものとする。

4 知事は、第 1 項の場合において、第 2 項の規定による関係市町村長の意見及び前項の規定による高知県環境影響評価技術審査会の意見を考慮するとともに、前条の書類に記載された意見及び事業者の見解並びに次条第 1 項の公聴会において述べられた意見に配慮するものとする。

・環境影響評価法施行令（抜粋）

（準備書についての都道府県知事の意見の提出期間）

第 12 条 法第 20 条第 1 項の政令で定める期間は、120 日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、150 日を超えない範囲内において関係都道府県知事が定める期間とする。

・電気事業法（抜粋）

（準備書の作成）

第 46 条の 10 特定事業者は、環境影響評価法第十四条第一項の環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）には、同項各号に掲げる事項のほか、第 46 条の 8 第 1 項の規定による勧告の内容を記載しなければならない。

（準備書についての意見の概要等の届出）

第 46 条の 12 特定事業者は、環境影響評価法第 19 条の規定による送付をするときは、併せて同条の書類を経済産業大臣に届け出なければならない。

（準備書についての関係都道府県知事等の意見）

第 46 条の 13 環境影響評価法第 20 条第 1 項の関係都道府県知事の意見並びに同条第 4 項の政令で定める市の長及び同条第 5 項の関係都道府県知事の意見であつて特定対象事業に係るものについては、これらの規定にかかわらず、事業者にとって経済産業大臣に対し、これらの規定の意見として述べるものとする。

（準備書についての勧告）

第 46 条の 14 経済産業大臣は、第 46 条の 11 の規定による準備書の届出があつた場合において、環境影響評価法第 20 条第 1 項の関係都道府県知事の意見又は同条第 4 項の政令で定める市の長の意見及び同条第 5 項の関係都道府県知事の意見がある場合にはその意見を勧告するとともに、第 46 条の 12 の規定による届出に係る同法第 18 条第 1 項の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮して、その準備書を審査し、その準備書に係る特定対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため必要があると認めるときは、第 46 条の 11 の規定による届出を受理した日から経済産業省令で定める期間内に限り、特定事業者に対し、その特定対象事業に係る環境影響評価について必要な勧告をすることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による審査をするときは、環境大臣の環境の保全の見地からの意見を聴かななければならない。

3 経済産業大臣は、第 1 項の規定による勧告をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨を特定事業者へに通知しなければならない。

4 経済産業大臣は、第 1 項の規定による勧告又は前項の規定による通知を行うときは、併せて特定事業者に対し、環境影響評価法第 20 条第 1 項の書面又は同条第 4 項の書面及び同条第 5 項の書面がある場合にはその書面の写しを送付しなければならない。

（環境影響評価の項目等の選定）

第 46 条の 9 特定事業者は、前条第 1 項の規定による勧告があつたときは、環境影響評価法第 11 条第 1 項の規定による検討において、同項の規定により同法第 10 条第 1 項、第 4 項又は第 5 項の意見を勧告するとともに同法第 8 条第 1 項の意見に配慮するほか、その勧告を踏まえて、当該検討を加えなければならない。

・高知県環境影響評価条例（抜粋）

第9章 高知県環境影響評価技術審査会

（設置）

第38条 この条例の規定による環境影響評価等その他の手続に関する技術的な事項を調査審議させるため、高知県環境影響評価技術審査会(以下「審査会」という。)を置く。

（組織）

第39条 審査会は、委員15人以内で組織する。

（任命等）

第40条 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第41条 審査会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委任）

第42条 審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（法対象事業等に係る手続）【一部を抜粋】

第43条第4項 知事は、法第10条第1項又は第20条第1項(法第48条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により意見を述べようとするときは、審査会の意見を聴くものとする。

・高知県環境影響評価条例（抜粋）

第9章 高知県環境影響評価技術審査会

（設置）

第38条 この条例の規定による環境影響評価等その他の手続に関する技術的な事項を調査審議させるため、高知県環境影響評価技術審査会(以下「審査会」という。)を置く。

（組織）

第39条 審査会は、委員15人以内で組織する。

（任命等）

第40条 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす

る。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第41条 審査会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第42条 審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(法対象事業等に係る手続)【一部を抜粋】

第43条第4項 知事は、法第10条第1項又は第20条第1項(法第48条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により意見を述べようとするときは、審査会の意見を聴くものとする。

・高知県環境影響評価条例施行規則(抜粋)

第8章 高知県環境影響評価技術審査会

追加[平成11年規則90号]

(審査会)

第69条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

◎高知県環境影響評価技術審査会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県環境影響評価条例(以下「条例」という。)第42条及び高知県環境影響評価条例施行規則(以下「規則」という。)第6条の規定に基づき、条例及び規則に定める事項のほか、高知県環境影響評価技術審査会(以下「審査会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、審査会の会議(以下「会議」という。)を開催しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を委員に通知するものとする。

(委員の欠席の届出)

第3条 委員は、会議に出席できないときは、あらかじめ会長に申し出なければならない。

(会議)

第4条 審査会は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者、事業者その他委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

2 会議は、特に非公開とする必要があると認める場合を除くほか、公開とする。

3 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会義の議事録)

第5条 会議の議事については、その概要を記載した議事録を作成し、議長及びその都度議長が指名した委員2名がこれに署名押印しなければならない。

附 則 この要領は、平成11年7月27日から施行する。

審議会等の会議の公開に関する指針（高知県）

1 目的

この指針は、審議会等の会議を公開することにより、県民に対し審議状況を明らかにし、県民の県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的とする。

2 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき知事の下に設置された附属機関
- (2) 要綱等により知事の下に設置された機関で(1)の附属機関に準ずるもの

ただし、法令、条例又は規則により、審議会等の会議が非公開とされているものを除く。

3 公開基準

審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 会議において、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号。）第6条第1項第1号から第7号までに規定する情報に該当する事項について審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

4 会議の公開・非公開の決定

審議会等は、「3 公開基準」に基づき、次のいずれかをあらかじめ決定すること。

- (1) 公開
- (2) 非公開

5 公開の方法等

(1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該傍聴を認めることにより行う。この場合、当該審議会等は、一定数の傍聴席の設置及び傍聴者への会議資料の提供について十分配慮すること。

また、審議会等は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めること。

- (2) 審議会等は、報道機関の取材活動について十分配慮すること。

(3) 審議会等は、会議の終了後、公開した会議の会議資料、委員氏名、会議録及び答申、提言等をインターネットの高知県ホームページ（以下「県ホームページ」という。）に掲載するとともに、県民室で供覧するよう努めること。

なお、会議を非公開とした場合であっても、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号。）第6条第1項第1号から第7号までに規定する非開示情報を除いた会議要旨は、県ホームページに掲載すること。

6 会議開催の周知

審議会等は、公開の会議の開催に当たっては、原則として当該会議の開催日の2週間前までに、次の事項を掲載したうえ、本庁舎と主要な出先機関に掲示するとともに、報道機関へ提供する等の方法により行うこと。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴者の定員
- (6) 傍聴手続
- (7) 公開、非公開の掲載
- (8) 問い合わせ先
- (9) その他必要な事項

7 その他

この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

8 適用期日

この指針は、平成21年4月1日以降に開催される審議会等の会議に適用する。